

〔平成26年4月25日決定〕  
〔平成26年10月3日改定〕

## 平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成26年度の1年間とする。

### 2 政策体系

基本計画に基づく政策体系を、別紙1のとおりとする。

### 3 事後評価の対象とする政策

法務省の当面の重要施策及び成果重視事業（注）を含む施策を中心として、1年から5年程度の周期で事後評価の対象とする。

本実施計画における事後評価の対象施策を別紙2のとおりとし、当該各施策に係る評価等の実施内容を別紙3のとおりとする。

### 4 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

（注）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度を定着させるために導入されたもの。

## 政策体系

基本政策	
	政策
	施策
I 基本法制の維持及び整備	
1	<p><b>基本法制の維持及び整備</b>（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）</p> <p>(1) <b>社会経済情勢に対応した基本法制の整備</b>（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）</p>
2	<p><b>司法制度改革の成果の定着に向けた取組</b>（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）</p> <p>(1) <b>総合法律支援の充実強化</b>（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）</p> <p>(2) <b>法曹養成制度の充実</b>（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）</p> <p>(3) <b>裁判外紛争解決手続の拡充・活性化</b>（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）</p> <p>(4) <b>法教育の推進</b>（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）</p>
3	<p><b>法務に関する調査研究</b>（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の</p>

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 **検察権の適正迅速な行使** (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

5 **矯正処遇の適正な実施** (被收容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) **矯正施設における收容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被收容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被收容者の個々の状況に応じて、收容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施** (職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。)

6 **更生保護活動の適切な実施** (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等** (保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施** (公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為

を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（公共の安全の確保を図るため，破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。）

**8 団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分の際し，適正な審査及び決定を行う。）

### III 国民の権利擁護

**9 国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに，円滑な運営を行う。）

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。）
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。）
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

**10 人権の擁護**（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

- (1) **人権の擁護**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

### IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

**11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため，国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。）

### V 出入国の公正な管理

**12 出入国の公正な管理**（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに，不法滞在者等を生まない社会を構築する。）



- (1) **出入国の公正な管理**（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

## VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

## VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

政策体系		政策評価 実施予定 時期
基本政策		
政策		
施策		
<b>I 基本法制の維持及び整備</b>		
<b>1 基本法制の維持及び整備</b>		
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	平成27年 8 月
<b>2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組</b>		
(1)	総合法律支援の充実強化	—
(2)	法曹養成制度の充実	平成27年 8 月
(3)	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	平成29年 8 月
(4)	法教育の推進	平成27年 8 月
<b>3 法務に関する調査研究</b>		
(1)	法務に関する調査研究	平成27年 8 月
<b>II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持</b>		
<b>4 検察権の適正迅速な行使</b>		
(1)	適正迅速な検察権の行使	—
(2)	検察権行使を支える事務の適正な運営	平成27年 8 月
<b>5 矯正処遇の適正な実施</b>		
(1)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	平成30年 8 月
(2)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	平成28年 8 月
(3)	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	平成29年 8 月
<b>6 更生保護活動の適切な実施</b>		
(1)	保護観察対象者等の改善更生等	平成29年 8 月
(2)	医療観察対象者の社会復帰	平成30年 8 月
<b>7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施</b>		
(1)	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	平成27年 8 月
<b>8 団体の規制処分の適正な審査・決定</b>		
(1)	団体の規制処分の適正な審査・決定	—
<b>III 国民の権利擁護</b>		
<b>9 国民の財産や身分関係の保護</b>		
(1)	登記事務の適正円滑な処理	平成29年 8 月
(2)	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	平成27年 8 月
(3)	債権管理回収業の審査監督	平成29年 8 月
<b>10 人権の擁護</b>		
(1)	人権の擁護	平成27年 8 月
<b>IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b>		
<b>11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b>		
(1)	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	平成30年 8 月
<b>V 出入国の公正な管理</b>		
<b>12 出入国の公正な管理</b>		
(1)	出入国の公正な管理	平成27年 8 月
<b>VI 法務行政における国際化対応・国際協力</b>		
<b>13 法務行政における国際化対応・国際協力</b>		
(1)	法務行政の国際化への対応	—
(2)	法務行政における国際協力の推進	平成27年 8 月
<b>VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</b>		
<b>14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</b>		
(1)	法務行政に対する理解の促進	—
(2)	施設の整備	該当事業なし
(3)	法務行政の情報化	—
(4)	職員の多様性及び能力の確保	—

別紙 3

事後評価対象施策に係る評価等の実施内容

目 次

平成26年度事後評価の実施に関する計画

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	8
(2) 法曹養成制度の充実	15
(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	41
(4) 法教育の推進	44
(5) 法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）	55
(6) 法務に関する調査研究 （知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究）	64
(7) 検察権行使を支える事務の適正な運営	77
(8) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	83
(9) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	87
(10) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	94
(11) 保護観察対象者等の改善更生等	99
(12) 医療観察対象者の社会復帰	108
(13) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	111
(14) 登記事務の適正円滑な処理	120
(15) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	126
(16) 債権管理回収業の審査監督	131
(17) 人権の擁護	135
(18) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	141
(19) 出入国の公正な管理	146
(20) 法務行政における国際協力の推進	153

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省26- (1))
施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	
担当部局名	大臣官房秘書課政策評価企画室, 民事局総務課, 刑事局総務課企画調査室	
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により, 国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と, 我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに, 「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し, 社会の安定に資するものとする。	
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))	
政策評価実施予定時期	平成27年8月	
評価方式	総合評価方式	

## 2. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため, 国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について, 抜本的な見直しが求められており, 法務省では, 平成13年度から, 集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら, 民事基本法制は, 国民生活の様々な分野に関係し, また, 様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって, その内容は膨大であるため, 情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や, 関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば, 制定以来110年余りの間, 実質的な見直しが行われていない民法(債権関係)の規定など, 改正を必要とする分野が, なお多数残されている。

一方, 刑事基本法制については, 近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い, 企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず, その刑事責任の在り方が問われている。今後とも, 我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには, そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように, 依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く, 経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は, 明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

### (2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには, まず, 社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え, 民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって, 国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され, 我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また, 社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように, 刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって, 「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し, 社会の安定に資することとなる。

さらに, 国民に分かりやすい司法を実現するためには, 法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって, 明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組むこととし、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

### (3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

## 3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

## 4. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号<sup>\*1</sup>

## 5. 備考

---

\*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別 紙

※ 平成26年1月末現在で整備済みのものは、成立日を括弧書きで記載

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
<b>【民事関係】</b>	
<p>児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法の親権に関する規定の見直し（平成23年5月27日成立）</li> </ul>
<p>政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ、その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。</p>	<p>〔新規立法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備（平成25年6月12日成立）</li> </ul>
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来110年余りの間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法（債権関係）の見直し</li> </ul>
<p>今後想定される大規模な災害に備えるため、民事法上の観点から所要の法整備を行う必要がある。</p> <p>そこで、災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、東日本大震災を踏まえつつ、現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しを行う。</p> <p>また、大規模な災害により滅失した区分所有建物について、敷地共有者全員の合意によらずに、その敷地の上に区分所有建物を再建することを可能とする特例措置等を定めた被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、東日本大震災を踏まえつつ、見直しを行う。</p>	<p>〔罹災都市借地借家臨時処理法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるための法整備（平成25年6月19日大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法成立）</li> <li>・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物及びその敷地について必要な処分を多数決により行うことを可能とする制度を新設する等の法整備（平成25年6月19日成立）</li> </ul>
<p>近時、コーポレート・ガバナンス<sup>*1</sup>の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会</p>	<p>〔会社法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しの法整備</li> <li>・国際会計基準の導入に関する議論の状</li> </ul>

<p>社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを行う。</p> <p>また、企業会計の分野では、国際会計基準の導入について検討されている。そこで、その導入に関する議論を踏まえつつ、会社の計算に関する規律への影響等を検討し、適切な時期に必要な整備を行う。</p>	<p>況を見極めた上で、必要な場合には、会社法への適用の在り方の検討</p>
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。</p> <p>さらに、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しを行う。</p> <p>また、上記国際裁判管轄法制に係る法整備及び非訟事件手続法・家事審判法の改正を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備のための検討を行う。</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備（平成23年4月28日成立）</li> <li>・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し（平成23年5月19日成立）</li> <li>・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討</li> </ul>
<p>行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務<sup>※2</sup>の運用状況等について検証作業を進める。</p>	<p>〔行政事件訴訟法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証（平成24年11月22日平成16年改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書を公表）</li> </ul>
<p>商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定について、現代社会に適合しない規定を改めるとともに、片仮名文語体の条文を現代語化するなど、全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔商法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商法（運送・海商関係）等の見直し</li> </ul>

#### 【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令</p>
--------------------------	---------------------------

<p>拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり、世界的規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウィルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>(実体法・手続法)の整備  ・サイバー犯罪に対する罰則の整備  (平成23年6月17日成立)  ・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備  (平成23年6月17日成立)</p>
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕  ・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備  (平成23年6月17日成立)  ・企業の刑事責任の在り方</p>

※1 「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

※2 「実務」

裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。



参 考  
 ※平成21年度までに整備済みのもの

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
<b>【民事関係】</b>	
<p>企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されている。また，新規企業の資金調達需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている。このような状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築する。また，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等により，我が国の企業の競争力の強化を図る必要がある。そこで，会社の機関の在り方，会社情報の適切な開示の在り方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p>	<p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会運営等におけるITの活用，ストック・オプション制度の見直し</li> <li>・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し</li> <li>・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し</li> <li>・会社法の整備</li> </ul> <p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間法人制度の創設（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）に基づく一般社団・財団法人制度に統合）</li> <li>・信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し</li> </ul>
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに，保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。また，民法（債権関係）の抜本的見直しに向けた検討を開始する。</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備</li> <li>・電子記録債権制度の創設</li> </ul> <p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険法の見直し</li> </ul>
<p>国連国家免除条約を踏まえ，我が国の民事裁判権が外国等に及ぶかどうかを判断する基準を明確化するため，民事裁判権免除に係る法制を整備する。また，国際的な民商事紛争において，我が国の裁判所が管轄権を有するかどうかを判断する基準を明確化するため，国際裁判管轄に関する法制の整備に向けた検討を開始する。</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法制の整備</li> </ul>
<p>速やかかつ合理的な破たん処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。</p>	<p>〔倒産法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素・合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し</li> <li>・特別清算制度の見直し</li> </ul>
<p>司法の国民的基盤の確立のためには，分かりやすい司法を実現する必要がある，その前提として，司法判断の基礎となる</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法典（第1編から第3編まで）の現代語化</li> </ul>

<p>法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要である。我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがある。そこで、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託法の見直し 〔商法〕</li> <li>・会社法の整備</li> <li>・一部現代語化</li> <li>・保険法の見直し</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し</li> <li>・法の適用に関する通則法の整備</li> <li>・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律</li> </ul>

**【刑事関係】**

<p>クレジットカード等の支払用カード偽造等の事案が多発していることから、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードの電磁的記録不正作出等行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっている。悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備</li> <li>・倒産犯罪等に関する罰則の整備</li> </ul>
---	--

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（2））

施策名	法曹養成制度の充実
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I－2－（2））
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」*1 において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する。
目標設定の考え方・根拠	<p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、閣議決定により、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議が置かれるとともに、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議が置かれた。</p> <p>同検討会議においては、平成25年6月に取りまとめがなされ、結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、新たな検討体制が設けられるべきであるとされ、この取りまとめに基づき、同年7月、法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされた。</p> <p>同閣僚会議決定においては、法務省が担当すべき施策が定められているほか、今後の検討体制として、内閣に閣僚関係で構成する会議体を設置し、その下に事務局を置いて、各施策の実施をフォローアップするとともに、課題の検討を行うこととすべきであるとされている。</p> <p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、同閣僚会議決定を踏まえ、平成25年9月17日、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議を開催し、また、その下で法曹養成制度改革顧問会議を開催することとして、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、同顧問会議からの意見を聞きながら、施策の実施及び検討を進めている。</p> <p>法務省においては、法曹有資格者の活動領域について検討及び施策の試行等を行うため、平成25年9月24日、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会を設け、さらに、同年10月11日、同懇談会の下に、国・地方自治体・福祉等、企業、海外展開の3つの分科会を設置し、日本弁護士連合会と共催しているところである。</p>
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）（別紙1参照）</li> <li>○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）</li> <li>第2 法曹有資格者の活動領域の在り方</li> <li>○法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年9月17日閣議決定）（別紙2参照）</li> <li>○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について（平成25年9月24日法務大臣決定）（別紙3参照）</li> </ul>
政策評価実施予定時期	平成27年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討	—	—	法務省の下に設置された法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会及びその下に設けられた各分科会において、更なる活動領域の拡大を図るための検討及び施策の試行等を行う。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

法曹養成制度検討会議取りまとめにおいて、これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性はおおむね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきであるとされた。また、同取りまとめにおいて、各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者（法務省、日本弁護士連合会等）の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきであるとされた。これに基づき、法曹養成制度関係閣僚会議決定において、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図るものとされた。これを踏まえ、法務省の下に設置された「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の下に各分科会が設置され、試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、取組状況を分析・検討し、同懇談会に報告することとされた。

施策の進捗状況（実績）

25年度

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（平成25年9月24日法務大臣決定により設置）（別紙3参照）、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会決定により設置）（別紙4参照）、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会決定により設置）（別紙5参照）、法曹有資格者の海外展開に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会決定により設置）（別紙6参照）を開催し、更なる活動領域の拡大を図るための検討を行った。

なお、開催状況については、別紙7のとおりである。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究 （平成26年度）	—	—	—	23 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討することとし、民間の法曹有資格者を海外に派遣して一定の活動に従事させることにより、日本企業・在外邦人の活動を支えるために我が国の法曹有資格者を有効活用する方策や、日本企業・在外邦人のニーズに即した我が国の法曹有資格者へのアクセス体制の在り方について調査研究を行う。また、我が国が当事者となる可能性のある国				—	

際訟務案件の資料・情報の収集を図るとともに、外国における外弁規制の在り方について検討する。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			26年度
	23年度	24年度	25年度	当初予算額
	—	—	—	23 百万円

\*1 「法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）」

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

法曹養成制度検討会議取りまとめ  
(抜粋)

平成25年6月26日

## 第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等の連携の下、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

- ・ これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に、後述の意見交換会等を活用するなどして、分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

- ・ 企業分野では、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから、今後、前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極



的に行うことが重要である。

- ・ 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- ・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど、法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- ・ 日本経済のグローバル化が進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体等の連携の下、上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法、課題等を検討しつつ、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- ・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

### 3 司法試験について

#### (1) 受験回数制限

○ 受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう、その制限を緩和するべきである。

・ 受験回数制限制度は、旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。この点について、法科大学院の教育状況が目標としていたとおりになっていないことや法科大学院修了後5年の間に合格しない者が多数いることなどから、受験回数制限自体を撤廃すべきであるとの立場もあるが、受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当ではなく、また、法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もあると考えられる。さらに、法曹を目指し、司法試験を受験する者の多くを占める20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。したがって、受験回数制限を設けること自体は合理的である。

・ 受験回数については、現行制度は、3回程度の受験回数制限を課すことが適当と考えられ、その上で、受験生が特別の事情で受験できない場合があり得ることも考慮し、5年間に3回受験できることとされている。

・ もっとも、現在、多くの受験生がより多くの回数受験することができるものとすることを求めている。そもそも、受験回数制限制度において制限される回数については、3回とすることが必須であるというものではなく、その制度の趣旨に反しない限度であれば、受験回数制限を緩和することも考えられる。

この点に関し、これまでの司法試験の結果によれば、法科大学院修了直後の者の合格率が最も高く、受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあるところ、受験期間を維持するのであれば、この傾向に与える影響は大きくないと考えられる。また、受験期間と受験回数との差がない方が、受験資格があるのに受験を控えるようなことはなく、全ての受験者が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになるとの利点もあると考えられる。

さらに、受験回数制限を緩和し、受験期間内において司法試験を受験できることとすれば、単年合格率が低下し、更に志願者を減少させるおそれがあるとの意見もあるが、受験回数制限を緩和しても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も一定数いることが想定されることからすれば、単年合格率の低下は一定の範囲にとどまると考えられるし、累積合格率はほとんど低下しないものと想定される。また、今後、制度全体の改善を図ることによって、法曹志願者の減少を防ぐことは可能であり、むしろ、受験回数制限を緩和し、5回ま

で受験できるとする方が法曹を志願しやすい環境につながると考えられる。

以上のことから、受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう、その制限を緩和することとするべきである。

なお、この場合、既に3回受験して資格を失った者であっても、法科大学院修了又は予備試験合格後5年を経過していない場合には、受験資格が認められることとなる（既に5年を経過した者については、法科大学院教育の成果が維持される期間を過ぎていると考えられるため、新制度開始後に受験資格を認める経過措置はとらない。）。

## (2) 方式・内容，合格基準・合格者決定

○ 法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて、論文式試験の試験科目の削減につき、選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである。

- ・ 司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方、旧司法試験に比して科目が増えていること等から受験者の負担が重いため、科目数等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もある。

法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされる（前記第3の2(2)参照）ことから、司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験のときの試験方式と比べて科目が増えており、司法試験受験者の負担軽減を図る必要があることを考慮し、短答式試験の試験科目（司法試験法第3条各号所定のかっこ書の内容を含む）を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて、論文式試験の試験科目につき、選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ、第4で述べる新たな検討体制において、2年以内に検討し、結論を得るべきである。

また、具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

## (3) 予備試験制度

○ 予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検

討すべきであり、第4で述べる新たな検討体制において、2年以内に検討して結論を得るべきである。

- ・ 予備試験制度は、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、その合格者には、司法試験の受験資格が与えられる。
- ・ 予備試験制度について、制限的にすべきとの立場は、予備試験制度が、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、このような制度の趣旨を踏まえて実施すべきであるとする。そのような立場からは、これまでの2回の予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成24年司法試験の結果によれば、既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており、その傾向が拡大して法科大学院を中核とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや、それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。

一方で、予備試験制度について、積極的に評価すべきとの立場は、予備試験制度が、法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度であり、法科大学院の時間的・経済的負担を考えると、予備試験制度について、法科大学院を中核とする現在の法曹養成制度においても、重要な制度として位置付けるべきであるとする。
- ・ このように、予備試験制度については、様々な見方があるものの、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討する必要がある。また、(2)で述べた司法試験の内容との関係でも、予備試験の在り方を検討する必要がある。そこで、予備試験の在り方については、法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置付けを踏まえ、第4で述べる新たな検討体制において2年以内に検討し、結論を得ることとすべきである。

#### 第4 今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方

○ 今後、本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、これらを省庁横断的にフォローアップしつつ、検討課題について速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するとともに、学識経験者や法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

- ・ 本検討会議においては、司法制度改革の理念を踏まえ、法曹の養成に関する制度の在り方について、有機的に関連する諸問題を統合的に解決するべく、詳細に検討を行ってきたところであるが、検討した各論点について一定の結論が得られたものがある一方、今後の法曹人口、法科大学院、司法試験及び司法修習の在り方について、今後の検討課題を残すこととせざるを得なかった。

今後、本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、これらを省庁横断的にフォローアップするとともに、検討課題については、速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するべきである。その際、法曹の養成に関する制度は、その所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから、新たな検討体制は、各省庁等を統括してリーダーシップを取ることのできる強力な体制として整備する必要がある。

また、第1で述べたとおり、法曹有資格者の活動領域の在り方については、活動領域の拡大に向けて、各分野の有識者で構成する有識者会議及び各分野別の分科会を設けるべきであり、これを新たな検討体制の下に置くべきである。

さらに、今後の検討課題を検討するに当たっては、学識経験を有する者や実際に司法権に関わる職務を行う法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

## 法曹養成制度改革推進会議の開催について

平成25年9月17日  
閣議決定

- 1 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。  
議長 内閣官房長官  
副議長 法務大臣及び文部科学大臣  
議員 総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣
- 3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。
- 4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

〔平成 25 年 9 月 24 日〕  
〔法 務 大 臣 決 定〕

「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第 2 を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け、その運営に関して以下のよう

- 1 有識者懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 有識者懇談会は、法曹養成制度検討会議取りまとめ第 1 の内容を踏まえつつ検討を行う。
- 3 有識者懇談会は、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。
- 4 有識者懇談会の設置期間は、平成 27 年 7 月 15 日までとする。
- 5 有識者懇談会の庶務は、内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以 上



別 紙

座長

大 島 正太郎 元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，  
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉 房 穂 全国市長会評議員，明石市長  
岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事  
田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

国・地方自治体・福祉等の分野における  
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

〔平成25年10月11日〕  
法曹有資格者の活動領域の拡大に  
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、日本司法支援センターに関する取組のうち、常勤弁護士の積極的な活用については、既存の協議の枠組を有効に活用するとの観点から、「スタッフ弁護士に関する三者協議」との適切な連携を図る。
- 4 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以 上

別 紙

(座 長)

田 島 良 昭                    社会福祉法人南高愛隣会理事長

(構成員)

泉        房 穂                    全国市長会評議員，明石市長

北 川 正 恭                    早稲田大学政治経済学術院教授

大 貫 裕 之                    中央大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

日本司法支援センター

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

## 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

〔平成25年10月11日〕  
法曹有資格者の活動領域の拡大に  
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以 上

別 紙

(座 長)

岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事

(構成員)

井 上 由 理 昭和シェル石油株式会社常務執行役員，経営法友会  
幹事

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授

内閣官房

法務省

一般社団法人日本経済団体連合会

日本組織内弁護士協会

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省

## 法曹有資格者の海外展開に関する分科会の設置について

〔平成25年10月11日〕  
法曹有資格者の活動領域の拡大に  
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、法曹有資格者の海外展開に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のよう

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、法曹有資格者の海外展開に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以 上

別 紙

(座 長)

大 島 正太郎

元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所  
理事長，東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

(構成員)

道垣内 正 人

早稲田大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

外務省

海外業務研究会

日本商工会議所

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省・中小企業庁

独立行政法人日本貿易振興機構

## ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

### 第1回

日 時 平成25年10月11日（金）午前10時～午後0時

主な議題 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策について

概 要 ①国や地方自治体等に弁護士・法テラス常勤弁護士を派遣プロジェクト、  
②高齢者・障がい者等が抱えている潜在的な法律問題を発見するといったアウトリーチによる法的需要発掘スキーム、③法曹有資格者の海外派遣プロジェクトなど新たな領域等への積極展開スキームについて議論が行われた。

### 第2回

日 時 平成25年11月8日（金）午後1時

主な議題 新たな活動領域で業務を遂行する上での課題について

概 要 法曹有資格者が従来の法廷実務中心の業務とは異なる新たな分野に進出するに当たって、その業務の性質上、進出の障害となるような点、そしてその障害の解消方法としてどのようなものがあるかなどについて議論が行われた。

### 第3回

日 時 平成26年3月25日（火）午後3時

主な議題 ニーズに対応した法曹養成の在り方について

概 要 法科大学院での留学のプログラム提供や、国際機関や海外業務を扱う企業などで国際的な経験ができるエクスターンシッププログラムの提供の取組などについて議論が行われた。



## ○国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

### 第1回

日 時 平成25年10月30日（水）16時～18時

主な議題 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策について

概 要 ①国、地方自治体等への弁護士、法テラス常勤弁護士の派遣プロジェクト、②高齢者・障がい者等が抱えている潜在的法律問題を発見するといったアウトリーチによる法的需要発掘スキーム、③条例案の策定や既存の条例のレビュー等の研究及び支援を行う条例作り・レビュー研究会プロジェクト、④弁護士会と地方自治体との全国的な連携体制を構築する、全国版行政連携構想などの試行方策について議論が行われた。

### 第2回

日 時 平成25年12月3日（火）16時～18時

主な議題 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①日弁連内法務研究財団内に条例策定及び条例レビュー等支援研究会が設置され、大津市の「いじめの防止に関する条例」に基づく行動計画の策定への支援を行っていること、②弁護士会と地元の自治体や公的団体等との連携活動に関する実態調査を実施中であること、③長崎県弁護士会において、福祉相談の実務担当を対象に電話による無料相談（福祉の当番弁護制度）を行っていること等について報告され、議論が行われた。

### 第3回

日 時 平成26年2月6日（木）16時～18時

主な議題 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①弁護士会と地元の自治体や公的団体等との連携活動を推進、支援するため、本年度中に日弁連内に自治体等連携センターを設置する予定であること、②福岡県北九州市に法テラスのスタッフ弁護士1名を派遣すること、③兵庫県明石市に法テラスの窓口を設置すること、④秋田県鹿角市に地域連携パイロット事務所として法テラス司法過疎地域事務所を設置すること、⑤長崎県の障がい者寄り添い弁護士構想など、福祉分野における弁護士及び日弁連等の取組等について報告され、議論が行われた。

## ○企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

### 第1回

日 時 平成25年10月29日（火）16時30分～18時30分

主な議題 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策について

概 要 ①司法試験合格後、司法修習終了後、弁護士登録後それぞれの採用のあり方を示した、法曹有資格者の企業における採用促進プラン、②法曹有資格者と企業とのマッチング等を行うひまわりキャリアサポートセンター設置事業、③企業で活躍できる法曹有資格者を養成する法曹養成課程及び弁護士登録後の研修モデルカリキュラム策定事業、④女性企業家と女性弁護士との協働関係の構築を目指す女性企業家・女性弁護士協働事業などの試行方策について議論が行われた。

### 第2回

日 時 平成25年12月3日（火）12時30分～14時

主な議題 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①日弁連内にひまわりキャリアサポートセンターの準備組織を近く設置予定であること、②慶應義塾大学法科大学院における企業法務カリキュラムの開講状況や、法曹実務家に法科大学院の一部の科目を開放する法曹リカレントプログラムの取組、③日弁連において経験年数の浅い企業内弁護士向けの継続研修の実施を準備中であること、③女性起業家支援の取組を行っている関係団体へのヒアリング結果等について報告され、議論が行われた。

### 第3回

日 時 平成26年1月27日（月）15時～17時

主な議題 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①日弁連内に本年度中にひまわりキャリアサポートセンターを設置し、ひまわり求人求職ナビの改善や任期付採用パイロット事業などの取組を順次実施する予定であること、②慶應義塾大学法科大学院のほかに、中央大学法科大学院においても学生向けの企業法務カリキュラムの開設や、法曹リカレントプログラムの実施につき準備を進めていることなどについて報告され、議論が行われた。

### 第4回

日 時 平成26年3月5日（水）14時～16時

主な議題 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況

概 要 について  
試行方策の進捗状況として、①日弁連内に本年4月にひまわりキャリアサポートセンターを設置すること、②中央大学法科大学院、神戸大学法科大学院において本年10月から企業法務カリキュラムを開設予定であること、中央大学法科大学院においても平成26年度の秋学期から法曹実務家に一部の科目を開放すること等について報告され、議論が行われた。

## ○法曹有資格者の海外展開に関する分科会

### 第1回

日 時 平成25年10月15日（火）14時～16時

議 題 法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策について

概 要 ①法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣し、海外展開を促進する方策を検討するための調査研究事業、②海外への事業展開を実施または検討中の中小企業に対して、中小企業支援団体と連携しながら海外展開支援弁護士を紹介する中小企業海外展開支援弁護士紹介制度、③法曹養成課程における国際化を意識したカリキュラムの開発や弁護士登録後の留学や国際機関等での研修の促進といった人材育成事業などの試行方策について議論がなされた。

### 第2回

日 時 平成25年11月27日（水）15時～17時

議 題 法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の利用状況、②早稲田大学法科大学院での交換留学制度の取組、③国際機関等での法曹有資格者の採用促進に向けて日弁連と外務省国際機関人事センターが協議を開始したことなどについて報告され、議論が行われた。

### 第3回

日 時 平成26年1月30日（木）15時～17時

議 題 法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①タイ、シンガポール、インドネシアの3か国に法曹有資格者を派遣し、海外展開支援の調査研究を行うための予算を平成26年度予算として計上中であること、②日弁連内に本年度中に、国内涉外案件、企業支援案件の精通弁護士の拡充や、留学等の海外研修の促進といった活動を行う国際業務推進センターを設置する予定であることなどについて報告され、議論がなされた。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（3））

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （Ⅰ－2－（3））
達成すべき目標	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、民間紛争解決手続 <sup>1</sup> の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 <sup>2</sup> ）の多様化及び拡充を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）<sup>3</sup>は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言している。</p> <p>国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続<sup>4</sup>を選択し、そのサービスを受けることができるようにするためには、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから、その手続を業務とする認証紛争解決事業者の多様化及び拡充を図ることを目標とした。</p>
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） Ⅱ－第1－8－（1） ADRの拡充・活性化の意義</li> <li>○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） Ⅱ－第1－8－（2）－イ<sup>5</sup></li> <li>○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）<sup>6</sup></li> </ul>
政策評価実施予定時期	平成29年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	26年度～28年度
1 認証紛争解決事業者の拡充	－	－	認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図る。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とはいえない状況にある。</p> <p>そこで、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ、多様な事業者からの認証申</p>			

請を促進するとともに、適正な認証の審査を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。そして、事業者が事前相談を受けてから認証申請に至るまでにはある程度の期間を要することから、本測定指標を用いた評価を3年後とした。

なお、認証紛争解決事業者が有する特殊性に鑑み、認証数の増加のみを目的としてやみくもに勧誘・認証を行うのが相当とは考えられないこと、民間の自主性が尊重されるべき民間紛争解決手続の性格上、国が直接に支援して利用実績を増加させるような政策の実施は適切ではないことなどから、民間紛争解決手続の業務の認証数及び認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績については、参考指標にとどめることとした。

施策の進捗状況（実績）							
25年度	26年度				27年度		
<p>平成25年度は、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談が24件（うち11件は前年度からの継続相談、13件は新規の相談）あった。その中には新たな専門分野について取組を行いたいとして相談を受けているものが含まれている。これらの相談に適切に対応するなどした結果、新たに5事業者から認証申請があり、認証に至らなかった相談事業者に対しても相談対応を継続している。また、適切な審査により、前年度からの継続審査案件を含め、5事業者に対し認証を行った。</p> <p>その結果、平成25年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は128事業者に上り、事業者の拡充を図った。</p>							
参考指標	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
民間紛争解決手続の業務の認証数（件）	39	32	16	13	5		
認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績（件）	884	1,123	1,347	1,284	集計中		

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施 （平成19年度）	13百万円 （8百万円）	12百万円 （8百万円）	13百万円 （9百万円）	10 百万円	1
達成手段の概要等				平成26年行政事業	

	レビュー事業番号
・民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。	0007
・インターネット等の媒体を通じて認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			26年度
	23年度	24年度	25年度	当初予算額
	13百万円 (8百万円)	12百万円 (8百万円)	13百万円 (9百万円)	10 百万円

\*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

\*2 「認証紛争解決事業者」

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>）。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

\*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

\*4 「認証紛争解決手続」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。

\*5 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

Ⅱ－第1－8－(2)－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）

\*6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（4））

施策名	法教育の推進
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I－2－（4））
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 <sup>*1</sup> 及び法教育普及検討部会 <sup>*2</sup> （以下「協議会等」という。）を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。
目標設定の考え方・根拠	<p>近年、「事前規制・調整型社会」から「事後チェック・救済型社会」へ変化していることに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また、司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受けて、司法を支える国民的基盤を確立するために、裁判員制度が開始されることとなり、国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。</p> <p>このような状況にあっては、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。</p> <p>また、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○「世界一安全な日本」創造戦略について（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） ・Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 <sup>*3</sup>
政策評価実施予定時期	平成27年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	26年度
1 協議会等の活動状況	—	—	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校



		における法教育の実践状況調査 <sup>※4</sup> の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。
--	--	--

**測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠**

法教育の推進のためには、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者が構成される協議会等を開催して密接な連携を図り、協議・情報交換等を実施することや、学校における法教育の実践状況等を調査し、同協議会等において、既存の教材の改訂や新規教材の作成を行うことが有用であることから、協議・情報交換等を密接に行うことを目標とし、協議会等の活動状況を測定指標とした。なお、平成24年度に行った小学校における法教育の実践状況調査、平成25年度に行った中学校における法教育の実践状況調査及び平成26年度に行うこととしている高等学校における法教育の実践状況調査の結果を踏まえた活動状況となる。

**施策の進捗状況（実績）**

25年度

協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等について報告がなされた。各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用できるよう具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報を共有し、発信した。

また、平成24年度から中学校の新学習指導要領が全面実施されたことから、平成25年度は、協議会等において法教育の実践状況調査を実施し、その結果を取りまとめた。

参考指標	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
協議会等の開催実績（回）	4	4	8	6	5

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	—	—	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。

**測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠**

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識、関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから、これらを積極的に実施することを目標とした。

そして、学生・生徒又は一般社会人等に対する法教育授業や教員に対する教員研修などの実施実績である法教育授業実施回数の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

**施策の進捗状況（実績）**

25年度

法教育の更なる普及・促進に向けた情報発信・情報提供を図るため、新たに「法教育に関するリーフレッ

ト」を作成し、全国の教育委員会等へ配布を行った（別紙1参照）。

さらに、地方地域における法教育推進を目的とした岐阜法教育推進プロジェクト及び群馬県法教育推進協議会との間において、法教育推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行い、法教育実践拡大のための活動を行った。

また、日本司法支援センター及び公益社団法人商事法務研究会とともに、法教育懸賞論文コンクールを実施し、法教育に関する論文を募集し、広く一般に法教育の意義について理解を広める活動を行った。

法務省関係機関においても、法教育授業を多数実施した（別紙2参照）。

参考指標	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
法教育授業実施回数（回）		2,172	2,086	2,261	2,992

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①法教育の推進 (－年度)	8百万円 (6百万円)	6百万円 (5百万円)	16百万円 (12百万円)	14 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、協議会等を開催し、法教育の推進を図るとともに、国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行うものである。 協議会等を開催し、また広報活動を行うことにより、法教育の推進を図ることができる。				0008	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			26年度 当初予算額
	23年度	24年度	25年度	
	8百万円 (6百万円)	6百万円 (5百万円)	16百万円 (12百万円)	14 百万円

\*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

\*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

\*3 「法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定」

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

\*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を対象に調査を行い、平成25年度は中学校を対象に調査を行った。また、平成26年度は高等学校を対象に調査を行うこととしている。

やってみよう!

考えてみよう

# 法教育

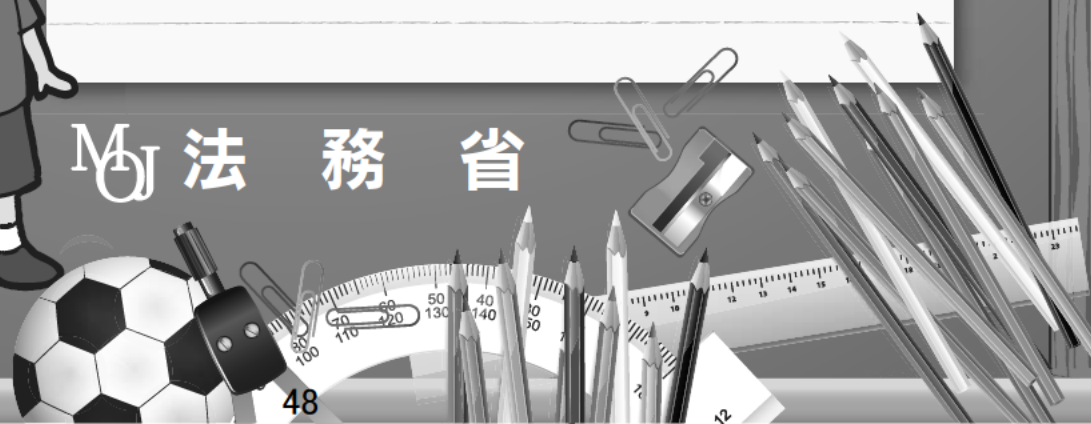


**法務省**では、  
法教育の普及・促進に力を入れています!

法教育とは…

法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

法務省



平成15年7月

## 法務省に「法教育研究会」※が発足

※我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うことが目的。

- ・ 教員向け教材「はじめての法教育」の作成(平成16年度)



# 法務省における これまでの取組

平成16年11月

## 「法教育研究会」が法務省に「報告書」を提出

- ・ 我が国における法教育の在り方について、16回にわたる会議を開催して検討を行い、更に法教育を普及・発展させていく一つの方向性を指し示すため、報告書として取りまとめるとともに、報告書の内容を具体化した4つの教材(ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法)を試案的に作成。

平成17年5月

## 法務省に「法教育推進協議会」※が発足

※広く国民の皆様に対して法教育を普及するための施策に取り組む必要があることから、法教育研究会の報告書の趣旨を踏まえつつ、法教育をどのように推進していくかなどについて、多角的な視点から検討することが目的。

- ・ 教員向け教材「はじめての法教育Q&A」の作成(平成18年度)
- ・ 法教育懸賞論文コンクールの実施(平成22年度～25年度)
- ・ 法教育授業の実践状況についての実情調査(平成24年度～)
- ・ 小学生向け補助教材の作成(平成25年度)
- ・ 法教育リーフレットの作成(平成25年度)

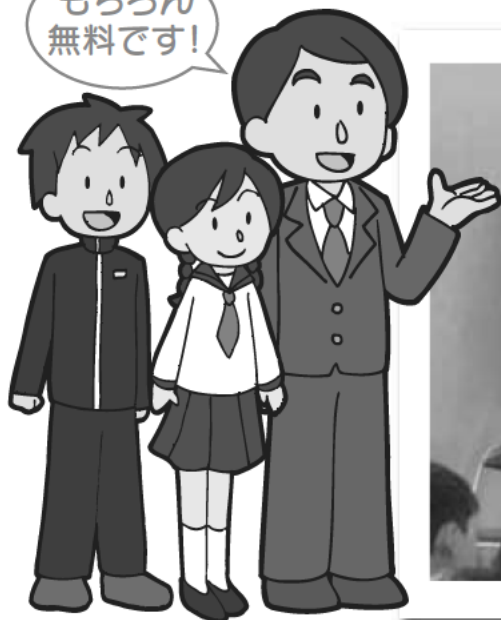




## ☑ 取組例 ①

教員向けの研修や児童・生徒向けの授業へ法務省職員を派遣しています!

もちろん  
無料です!



なお、2012年度には、約2,300回の開催、約82,000人の参加実績があります。



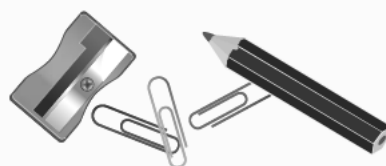
### 💡 派遣依頼等の連絡先

御照会や御相談などお気軽  
にお問い合わせください。

法務省大臣官房司法法制部  
司法法制課 司法制度第二係

☎ 03-3580-4111  
(内線2362)

✉  
housei06@moj.go.jp



## ☑ 取組例 ②

法教育教材を作成しています！



(教材例)

- ・「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」
- ・「模擬裁判をやってみよう」
- ・「『約束』ってなんだろう??？」



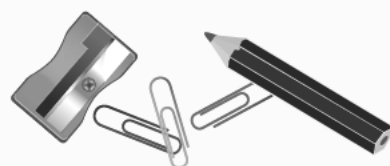
### トピックス

以下の法務省HPに教材を掲載しておりますので、ぜひ御活用ください。

「法教育に関する教材」

URL

<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>



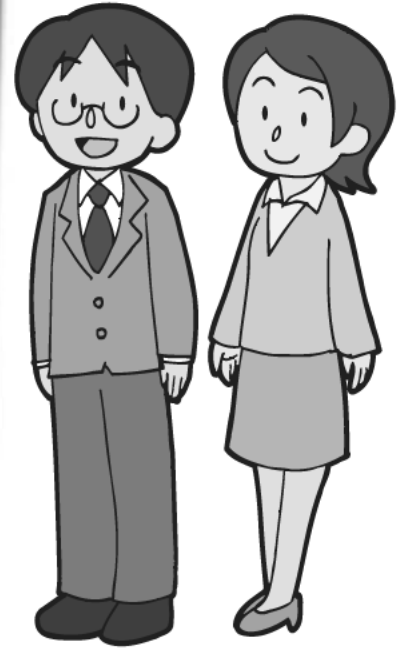
そのほか、小学生向け、中学生向け、高校生向けの教材を数多く作成しています。

## ☑ 取組例 ③

「法の日フェスタ」の実施や、「法教育シンポジウム」の共催をしています。



「法の日フェスタ」における法務省職員による中学生を対象とした法教育授業風景



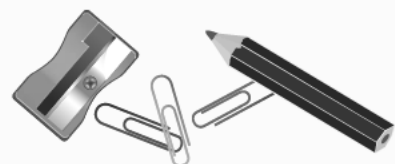
「法教育シンポジウム」のパンフレット



### トピックス

「法の日フェスタ」は「法の日」にあたる10月1日頃霞が関にある法務省において開催しています。

「法教育シンポジウム」は日本司法支援センター(愛称「法テラス」)と共催しています。

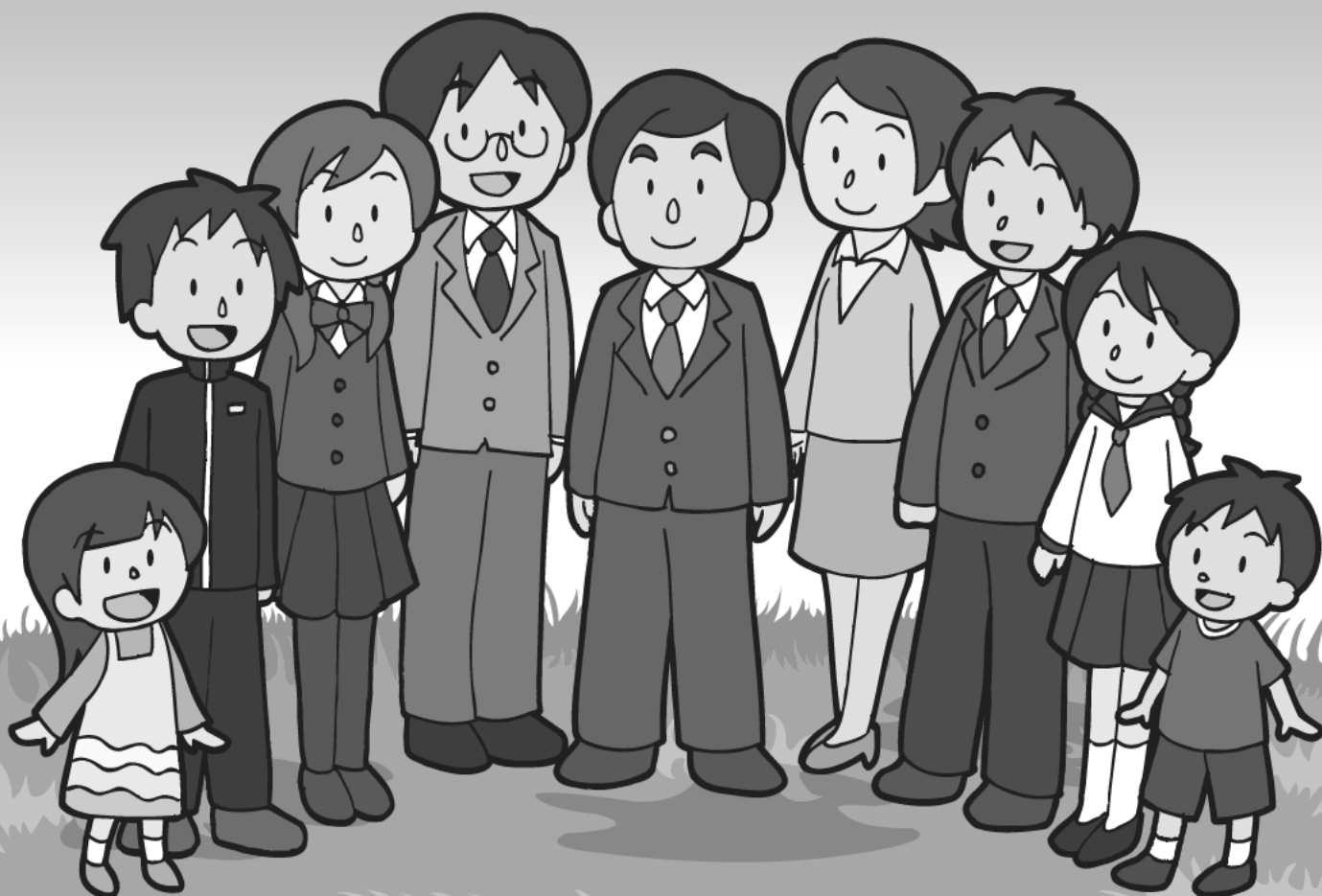




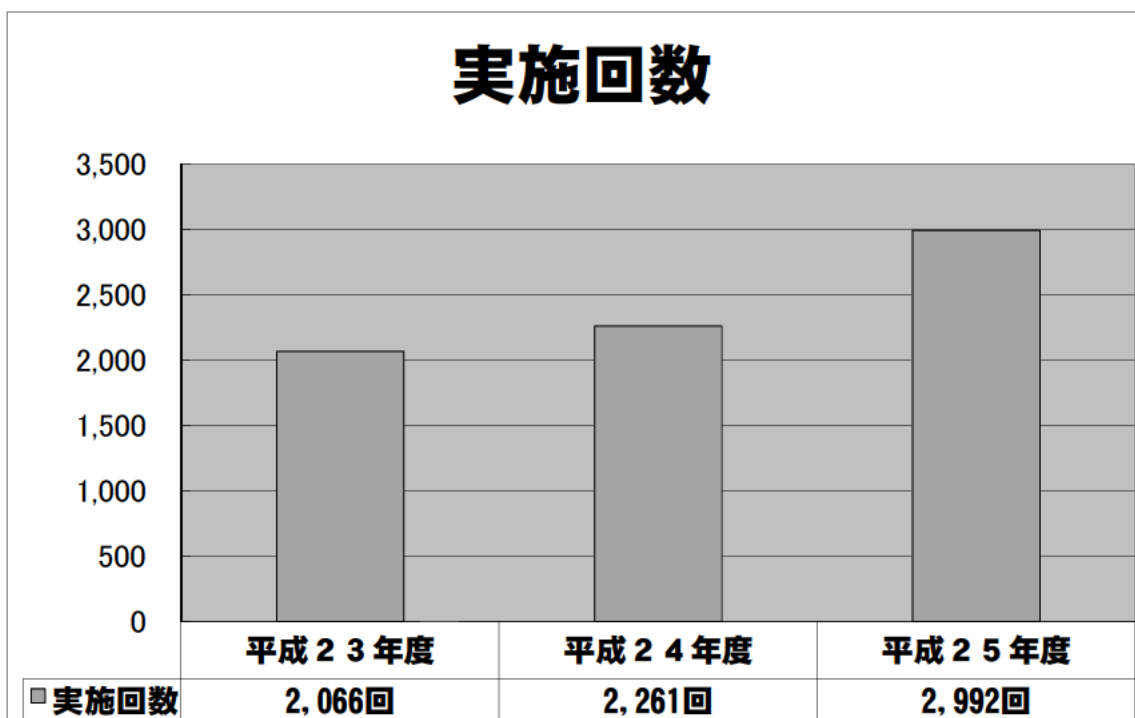
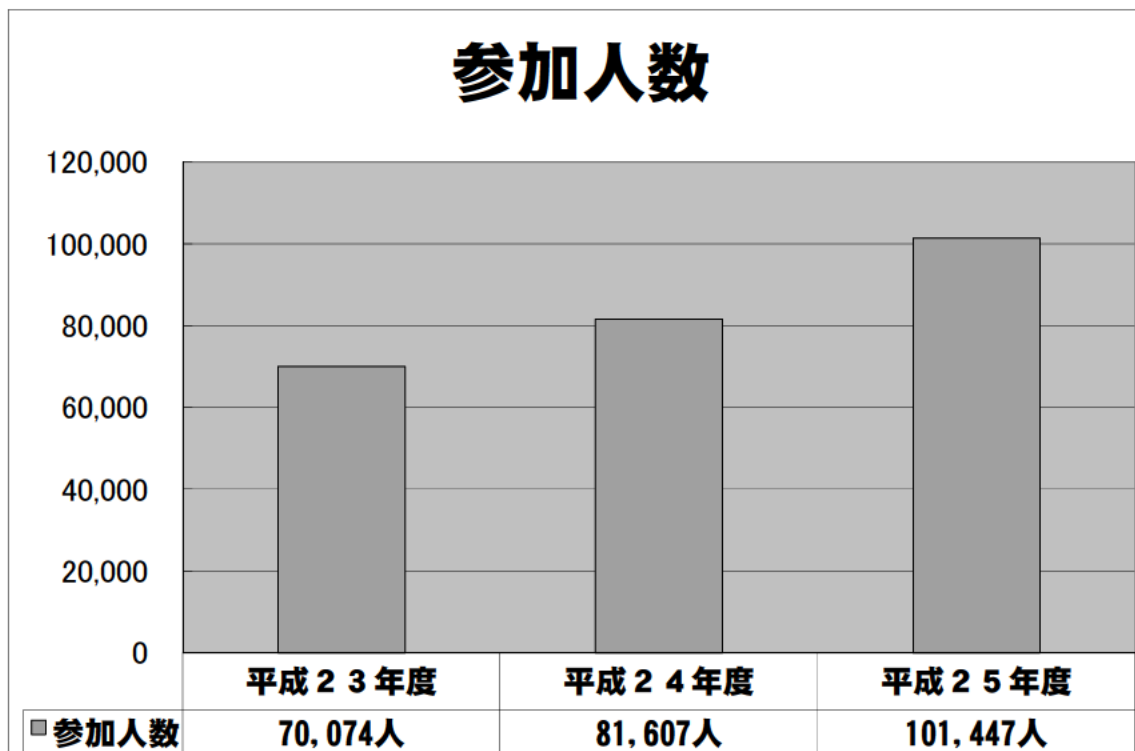
**法務省では、  
学校の先生方と強力なタッグを組んで、  
法教育を推進していきたいと思っています！**



**なんなりと御相談ください！**



## 法教育授業実施結果



## 平成26年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省26- (5))
施策名	法務に関する調査研究 (犯罪被害に関する総合的研究)	
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	
施策の概要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。	
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))	
政策評価実施予定時期	平成27年8月	
評価方式	事業評価方式	

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

警察等の公的機関に認知された犯罪被害の件数に止まらず暗数が多いのではないかと指摘もある性犯罪被害等、多様な要因により顕在化されていない犯罪被害の実態を把握することは、有効で適切な犯罪防止政策等の施策を検討するために有用であり、刑事政策にとって必須の基礎的研究である。また、これらは、国民生活に直接に関わる治安情報として国民の関心も高い。

我が国における犯罪被害実態の調査としては、各国の犯罪被害の実態の把握と多国間における比較を目的としておおむね4年ごとに行われている国際犯罪被害実態調査に基づく調査を、平成12年に国連犯罪司法研究所から参加要請を受けて以降、法務省法務総合研究所において計3回実施してきているところ、犯罪被害実態について、国際比較を踏まえた経年比較を行うため、同調査を引き続き実施することが必要である。

### (2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

### (3) 具体的内容

#### ア 研究期間

平成23年度から平成24年度までの2か年

#### イ 研究内容

##### (ア) 調査対象者

無作為抽出した全国の16歳以上の男女

##### (イ) 調査項目

基本的に、国際犯罪被害実態調査の調査項目（「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等に関するもの）と共通の項目とする。

#### ウ 調査方法

上記調査項目を記載した質問票による調査を行う。なお、調査の実施（データ入力等を含む。）は、民間業者に委託する。

#### エ 分析方法

世帯犯罪被害（乗り物関係の被害、不法目的侵入等）及び個人犯罪被害（強盗、性的事件等）の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

### 3. 事前評価の概要

本研究について、平成22年6月7日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり評価を行った。

#### (1) 必要性

犯罪被害の実態は、刑事政策を検討する上での基礎資料となるものであると同時に、広く国民にとっての関心事項でもあるから、これを明らかにすることは有益である。また、国際犯罪被害実態調査は、犯罪被害の実態について、国際的に比較可能な形で把握するとともに、経年比較もできる唯一のものであって、本研究における調査の意義、必要性は高い。

#### (2) 効率性

本研究において、我が国に関する調査を行うだけで、国際比較が可能となる成果を得ることが期待できるのであるから、我が国独自で国際的な調査を行う場合に比べてはるかに低費用で行うことができる。さらに、法務総合研究所は、過去3回の調査を実施しており、その調査・分析に関するノウハウの蓄積を活用するとともに、過去の調査結果との経年比較を行うなど、継続性がある研究を効率的に実施することが期待できる。

#### (3) 有効性

本研究における調査については、犯罪被害の実態について、国際的に比較可能な形で把握し、経年比較ができる唯一のものとして、その意義は、社会的、刑事政策的、学術的に高く評価されている。また、法務省各部局で行う犯罪被害防止策等の刑事政策の改善の可否等の判断も可能となることなども期待できる。

#### (4) 総合的評価

本研究については、上記のとおり、必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められるなど、平成23年度から行うべき研究課題といえる。

### 4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成27年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2（別添）に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

### 5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第21条<sup>※1</sup>
- 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）<sup>※2</sup>

V－第4－2－（6） 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

### 6. 備考

---

\*1 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律161号）」

（調査研究等の推進）

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

\*2 「犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）」

V－第4－2－（6）法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。

## 研究評価検討委員会における評価基準

### 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

### 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

### 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
  - A…評点 10 点
  - B…評点 7 点
  - C…評点 5 点
  - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
  - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
  - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
  - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
  - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

### 第4 評価項目

#### 1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

#### (1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

##### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

##### イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

**(2) 代替性のない研究であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

**(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。**

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

**(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

**(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

**(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

**(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。**

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準



以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

## 2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

### (1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

#### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

#### イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

### (2) 代替性のない研究であるか。

#### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

#### イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

### (3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

#### ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省26-(6))
施策名	法務に関する調査研究 (知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究)	
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	
施策の概要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。	
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))	
政策評価実施予定時期	平成27年8月	
評価方式	事業評価方式	

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

障害者基本法は、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現をその目的としており、これは、障害者の権利に関する条約の趣旨にも沿うものである。

ところで、障害者のうち知的障害者<sup>1)</sup>は、日本に約55万人いる(平成24年版障害者白書による。)が、これらの者の社会参加に当たっては、障害による事実上の制約が存在する。中でも「知的障害を有する犯罪者」については、社会参加に向けての制約がより厳しくなる。その結果、社会内で自立した生活を営むことが困難であったり、刑事施設に入所した者の場合、適切な引受人がなく、社会復帰に不安を残したまま出所せざるを得ない場合が想定される。これは、再犯防止という観点からも看過し難い事態であり、早急に解決を図る必要のある問題である。

知的障害者については、その障害内容に応じた特別な処遇(指導、援助等)が刑事司法の各段階で行わなければならない。もちろん、特別な処遇の必要性は、知的障害者特有の問題ではなく、精神障害者全般についても妥当するが、知的障害者以外の精神障害者については薬物治療等の医療措置の余地があり、医療措置を含めた特別な処遇が行われている。これに対し、知的障害者については医療措置を講じ難く、医療観察法の対象からも外れる者が多い。その結果、精神障害の中でも、知的障害を有する犯罪者の処遇において、どのような対応が可能であり、また、妥当であるかは、未解明の検討課題として残っている。

したがって、上記の社会復帰における問題点を踏まえつつ、知的障害を有する犯罪者に対し、その障害内容に応じた効果的な処遇の在り方を検討する必要がある。そのような検討のための基礎資料として、知的障害を有する犯罪者の実態と処遇の現状を明らかにする必要がある。

また、知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにし、犯罪率などについての無用な誤解や偏見を防ぐことは、就職その他による社会復帰の一助となると考えられる。

そこで、知的障害を有する犯罪者について、その実態を明らかにするとともに、効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、本研究を行うことは有益なことであると考えられる。

### (2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供すること」である。

### (3) 具体的内容

#### ア 研究期間

平成24年度の1か年

#### イ 研究内容

##### (ア) 知的障害を有する犯罪者の動向

知的障害を有する犯罪者の実態等の調査統計データに基づき、知的障害のある犯罪者の動向、特徴等を分析する。

##### (イ) 知的障害を有する犯罪者の実態

知的障害を有する犯罪者で刑事施設で受刑中の者等に対して、刑事事件記録、刑事施設等の記録又は刑事施設等に対する調査照会の結果に基づいて、知的障害を有する犯罪者の属性、犯罪内容に関する事項、処遇状況等を調査し、分析する。

##### (ウ) 知的障害者の実情

知的障害者に関する基礎的な医学的知見を文献又は専門家からの聴取により調査する。

##### (エ) 知的障害を有する犯罪者に対する処遇の現状分析

知的障害を有する犯罪者の処遇の実情について、刑事施設等やその職員に対して調査する。

##### (オ) 海外調査等

知的障害者をめぐる国際条約（障害者の権利に関する条約）及び国内法（障害者基本法他）の動向を取りまとめるとともに、知的障害を有する犯罪者の処遇についての海外の先進的な取組を調査する。

## 3. 事前評価の概要

本研究について、平成23年4月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、旧評価基準第4（別添1）に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

### (1) 必要性

本研究は、再犯防止策の重要テーマの一つに関連するものであり、法務省関係部局からも研究実施の要請があるところ、知的障害を有する犯罪者の処遇の在り方については従来十分な検討がなされておらず、データも少ない分野であって、早急に検討する必要がある。また、本研究は、知的障害を有する犯罪者の犯罪の実態や刑事施設等における処遇実態を明らかにするものであって、法務総合研究所以外で行うことができない研究である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点となった。

### (2) 効率性

調査分析対象の範囲の設定、分析の視点や手法に関して検討を要する部分が認められるものの、各種記録等を用いることにより様々な調査項目を設定することができ、そこで用いるデータも公的記録に基づく信頼性のあるものと言える。また、司法精神医学的、福祉的な専門意見を踏まえて検討を行えば、網羅的で偏りのない視点で分析を行うことが可能である。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中21点となった。

### (3) 有効性

知的障害を有する犯罪者については社会的な関心が高く、本研究の成果は広く注目を集めることが見込まれる。施策等の検討への利用については、平成18年度から3年間、厚生労働省が矯正局の協力で実施した調査研究との差別化を図ることが課題であるが、同調査結果は内部資料に限定されていたものである一方で、本研究の成果物は公刊されるものであることから、幅広く利用されることが期待できる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する3項目の評点は、30点中27点となった。

### (4) 総合的評価

上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、研究評価検討委員会における評点の合計点は78点であったことから、本研究は旧評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

#### 4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成27年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2（別添2）に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

#### 5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）<sup>\*2</sup>

第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

#### 6. 備考

---

##### \*1 「知的障害者」

障害者基本法等においては、「知的障害」の定義を明確に定めた条文はない。厚生労働省が実施した「平成17年度知的障害児（者）基礎調査」では、「知能指数がおおむね70までのもの」などの判断基準が採用されており、また、各刑事施設における診断基準は、通常、世界保健機関の診断ガイドラインであるICD-10又は米国精神医学会の診断マニュアルであるDSM-IV-TRに依拠している。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義され、精神障害の中に知的障害を含めてとらえている。

本研究においては、各刑事施設において、上記診断基準に従って医師が診断した場合を「知的障害を有する（受刑）者」、確定診断未了等であるが知的障害の可能性が高い者を「知的障害の疑いのある（受刑）者」として、共に研究の対象としている。本研究では、我が国において統一された知的障害の定義や診断基準がないことを、問題点の一つとして指摘している。

##### \*2 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」

第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適應するための実効性ある指導・訓練を実施する。

## 研究評価検討委員会における評価基準

## 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点进行を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

## 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないとして研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

## 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。

なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。

- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 72 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 63 点以上 72 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 45 点以上 63 点未満 … 効果があった。

合計点 45 点未満 … あまり効果がなかった。

- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

## 第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

## (1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標となる。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれ

ば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

2 代替性のない研究であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

4 調査分析対象の範囲が適度であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。



- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
- C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
- D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

5 分析の視点が網羅的で偏りがないか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りが無い場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。
- B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
- C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
- D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

6 調査分析の手法は適切であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。
- B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
- C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
- D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとってもおおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

9 当該研究が、法務省以外で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外で用いられた。
- D…法務省以外で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

## 研究評価検討委員会における評価基準

### 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

### 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

### 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
  - A…評点 10 点
  - B…評点 7 点
  - C…評点 5 点
  - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
  - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
  - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
  - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
  - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

### 第4 評価項目

#### 1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

#### (1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

##### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

##### イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

**(2) 代替性のない研究であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

**(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。**

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

**(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

**(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

**(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

**(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。**

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

## 2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

### (1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

#### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

#### イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

### (2) 代替性のない研究であるか。

#### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

#### イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

### (3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

#### ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

**(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

**(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

**(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。**

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。



## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（7））

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営
担当部局名	刑事局総務課企画調査室
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 （Ⅱ－４－（２））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバー犯罪が増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。</li> <li>・犯罪被害者等基本法<sup>1</sup>及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。</li> <li>・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ利用者の急速な増加とコンピュータ・ネットワークが世界的規模の不可欠な社会的基盤を形成していることに伴い、サイバー犯罪も年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある。捜査に当たる職員に対して、サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させて、職員の捜査能力の向上を図る必要がある。</li> <li>・平成23年3月に第2次犯罪被害者等基本計画<sup>2</sup>が策定され、犯罪被害者施策の一層の充実化が図られているところである。犯罪被害者に対しては、その立場や境遇に配慮した適切な保護・支援を充実させる必要があるところ、検察においても対応する職員の意識や技能の向上に取り組む必要がある。</li> <li>・刑事裁判は法と証拠に基づいて行われるものであるところ、証拠収集における一般市民の協力は不可欠のものであり、また、平成21年5月に始まった裁判員裁判は年々社会に浸透しつつあるが、国民にとっては一生に一度経験するかしないかの重大な社会活動である。そこで、広報や法教育の場を利用して、検察の機能や、刑事裁判における検察の役割について、検察官等から講義・説明を行うことで、検察の業務等を国民に正しく理解してもらうことが必要となる。</li> </ul>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条</li> <li>○第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定） Ⅴ－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等</li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上<sup>3</sup></li> </ul>
政策評価実施予定時期	平成27年8月
施策の進捗状況（目標）	

測定指標	基準	基準年度	26年度
		1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	—

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況の中、東京地方検察庁や大阪地方検察庁等において、サイバー係検事を置くなどの対策を講じているところである。加えて、捜査に当たる職員に対し研修を実施することにより、コンピュータ・ネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術の手口を理解させるとともに、サイバー犯罪に対処する的確な捜査手法を習得させ、また、証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させて、より効果的な捜査を実現する必要がある。

捜査に当たる職員が、サイバー犯罪に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査能力の向上を図ることを目標とした。具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

なお、情報システム専門研修<sup>4</sup>参加者に対するアンケートは、平成25年度から行っている。

施策の進捗状況（実績）

25年度

コンピュータ・ネットワークやセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される不正アクセス等の技術的な手口を理解させるとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得させる目的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検事）を対象とした情報システム専門研修を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する民間業者による講義・実習を実施した。

また、サイバー犯罪に対処するために必要な電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる目的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検察官及び検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修<sup>5</sup>を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義を行ったほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための民間業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習等を実施した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
情報システム専門研修参加者に対するアンケート調査結果（役立つ内容であったとする回答率）（％）	—	—	—	—	100.0
デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	—	—	88.1	95.0

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
		26年度	26年度
2 被害者支援担当者 <sup>6</sup> の育成	—	—	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

<p>突然の犯罪により被害者となった方々の置かれた立場や環境は千差万別である。国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国均質である必要があり、また被害者の現状を把握した細やかな対応でなければならない。そのためには、被害者支援員及び被害者と接する機会が多い検察庁職員の対応能力を磨き、被害者支援の充実を図ることが必要である。</p> <p>被害者支援担当者に対し、被害者支援のための諸制度の理解を促して対応技能の習得ができるような研修を全国規模で開催し、能力を向上させることを目標とした。具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p>					
施策の進捗状況（実績）					
25年度					
<p>犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。</p> <p>研修では、検察における被害者施策やこれに関連する新規立法の説明、民間支援団体職員による被害者支援活動等に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッションを行った。</p>					
参考指標	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（%）	96.2	91.3	95.0	88.8	91.3

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）		
		基準年度	26年度		
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	—	—	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>国民の安全な生活を守るための適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力がなくてはならず、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。</p> <p>全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室などの法教育を実施するなど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。具体的には、下記参考指標の実績値を含め、活動内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p>					
施策の進捗状況（実績）					
25年度					
<p>検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまで培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動を積極的に行った。</p>					
参考指標	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

広報活動の実施回数（回）	1,339	1,287	1,187	1,135	1,158
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
① 検察庁における司法修習の実施 (平成4年度)	59百万円 (44百万円)	59百万円 (49百万円)	57百万円 (49百万円)	62 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし、全国50地検において、各年度毎の司法修習生を受け入れて実務修習を行う。司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習カリキュラム変更に実効的に対応しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。				0013	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
② 検察総合情報管理の運営 (平成15年度)	1,785百万円 (1,750百万円)	1,821百万円 (1,804百万円)	1,748百万円 (1,737百万円)	1,882 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クライアント・サーバ方式による検務電算システム、犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築し全国の検察庁に整備したことから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。				0014	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
③ 各種犯罪への対応 (一年度)	1,586百万円 (1,217百万円)	750百万円 (702百万円)	881百万円 (835百万円)	1,161 百万円	2,3
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図る。 特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図る。 国際犯罪や組織的犯罪、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。 犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体				0015	

制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。

本施策を推進することにより、社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
④ 検察の再生に向けた取組の実施 (平成24年度)	— (—)	974百万円 (947百万円)	848百万円 (831百万円)	392 百万円	1
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
いわゆる厚労省元局長無罪事件に関し、最高検察庁の検証結果報告で示された再発防止策、検察の在り方検討会議による改革策の提言及びこれを受けて法務大臣が示した検察の再生に向けての取組方針、そして内閣総理大臣から法務大臣に対して、検察改革に積極的に取り組むよう指示がなされたこと等を踏まえ、国民の信頼を回復し、検察改革を実現するために必要な体制を構築する。				0016	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			26年度 当初予算額
	23年度	24年度	25年度	
	3,482百万円 (3,061百万円)	3,699百万円 (3,552百万円)	3,622百万円 (3,502百万円)	3,558百万円

\*1 「犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)」

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

\*2 「第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)」

V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

\*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor(The Onion Router)等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

\*4 「情報システム専門研修」

コンピュータ・ネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される

技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。

\*5 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から検事及び検察事務官を対象に実施している。

なお、ここでいうデジタルフォレンジックとは、電磁的証拠の収集・保全・解析を行い法的に利用する技術や手法のことをいう。

\*6 「被害者支援担当者」

被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官をいう。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（8））

施策名	矯正施設 <sup>1</sup> の適正な保安警備及び処遇体制の整備
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－5－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。</li> <li>・ 刑事施設<sup>2</sup>の総合警備システム<sup>3</sup>を更新整備する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<p>・ 刑事施設に対しては、国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として、保安警備力を強化し、矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。このため、保安事故（逃走、自殺、人為的火災、職員殺傷、同衆殺傷等の事案）を未然に防止するとともに、地震、火災等の天災事変や保安事故発生時に迅速・的確に対応することが求められている。</p> <p>そこで、各刑事施設においては、法務省防災業務計画、法務省国民保護計画を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）<sup>4</sup>に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして、各刑事施設においては、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。</p> <p>・ さらに、保安事故の予防、早期発見及び事態収束のため、監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具（警棒、拘束衣等）、防災用機器（テント、浄水器等）を整備して有効活用している。</p> <p>このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があつて、初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであつて、保安警備体制を充実させることは、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇体制を充実させることにつながる。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第1条等<sup>5</sup></li> <li>○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第9条等</li> </ul>
政策評価実施予定時期	平成30年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
	基準年度		26年度～29年度

1	刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	—	—	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。					
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠									
<p>刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには、刑事施設の各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、保安警備に関する訓練を通じ、対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。</p> <p>そこで、「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として、職員の職務執行力の向上について、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p>									
施策の進捗状況（実績）									
25年度					26年度				
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。					/				
27年度					28年度				
/					/				
参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
管区機動警備隊集合訓練の状況	実施回数（回）	7	8	7	8	8	/		
	参加者数（人）	323	329	329	339	343	/		
訓練参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）（%）		96.9	98.2	95.4	92.9	96.2	/		
測定指標		基準値		年度ごとの目標値					
		基準年度		26年度	27年度	28年度	29年度		
2	総合警備システムの更新整備施設	—	—	14	14	22	14		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠									
<p>矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには、保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、各種警備用機器のうち、特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。</p>									



そこで、「総合警備システムの更新整備施設数」を測定指標として設定した。

なお、総合警備システムの更新整備に当たっては、基準値、基準年度を示した上で目標値を設定しているのではなく、各年度ごとに前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で、更新整備する施設を選定している。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総合警備システムの更新整備施設数（施設）	21	22	17	13	22			

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①矯正施設の保安及び処遇体制の整備 (－年度)	4,206百万円 (4,122百万円)	6,262百万円 (5,862百万円)	7,457百万円 (6,300百万円)	5,121 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>矯正施設は、被収容者の身柄を確保し、施設内の規律・秩序を維持しながら、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという一般行政官庁とは異なる官署であり、これらの矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備、②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施、③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。</p> <p>矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。</p>				0018	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②矯正の企画調整の実施 (－年度)	128百万円 (96百万円)	148百万円 (119百万円)	104百万円 (89百万円)	108 百万円	－
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>刑務所、少年刑務所、拘置所の各刑事施設には、刑事施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる刑事施設を維持することを目的として、地域住民や外部有識者等を構成員とする、刑事施設視察委員会が設置されている。</p> <p>矯正施設の医師を確保することを目的として、「矯正医官修学資金貸与法」に基づき、大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。</p> <p>刑事施設で実施しているPFI事業について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し、運営の適正化を図っている。</p>				0019	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		

③矯正施設の防災対策 (平成23年度)	2,062百万円 (1,666百万円)	989百万円 (972百万円)	1百万円 (1百万円)	2 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被収容者の拘禁を確保し、国の治安及び平 穏な国民生活を維持する使命を負っているところ、赴援車両の適正な維持等により、今 後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することが できる体制を構築する。				0020	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			26年度
	23年度	24年度	25年度	当初予算額
	5,296百万円 (5,041百万円)	7,091百万円 (6,622百万円)	7,683百万円 (6,495百万円)	5,344百万円

\*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称

\*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所を総称する名称

\*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀・工場・廊下・居室・保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線機基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

\*4 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は、（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

\*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（9））

施策名	矯正施設 <sup>1</sup> における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課，少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－5－（2））
達成すべき目標	刑事施設 <sup>2</sup> における職業訓練や少年院における職業補導，矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により，出所（院）後の就労の安定を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>再入者に占める無職者の割合は毎年依然として高い割合で推移しており，就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは，再犯防止のために重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策ワーキングチームが策定した「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月犯罪対策閣僚会議報告）<sup>3</sup>において，就労支援は，「帰住先・就労先確保のための仕組みの構築」として施策の柱の一つに位置付けられている。</li> <li>・上記「当面の取組」を踏まえ，犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）<sup>4</sup>において，「社会における「居場所」と「出番」を作る」ため，「就労の確保」を図ることが，再犯防止のための重点施策の一つとして位置付けられており，総合的な再犯防止対策を進めるに当たり，就労支援の充実を図る必要がある。</li> <li>・「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）<sup>5</sup>において，就労支援の推進が掲げられており，「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされている。</li> </ul>
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第84条等<sup>6</sup></li> <li>○少年院法（昭和23年法律第169号）第4条等<sup>7</sup></li> <li>○子ども・若者ビジョン（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）第3－2（1）③（非行少年に対する就労支援等）<sup>8</sup></li> <li>○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定）2－（2）<sup>9</sup></li> <li>○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）第3－2－（2）就労の確保<sup>10</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月閣議決定）Ⅲ－3－（2）－②就労支援の推進<sup>11</sup></li> </ul>
政策評価実施予定時期	平成28年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値	
			基準年度	26年度
1 刑事施設における職業訓練の充実度	下記 「25年度	25年度	対25年度増	対26年度増

(受講者数, 受講率, 修了者数, 資格・免許等の取得者率)	実績値					
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>職業訓練により知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。そこで、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測定指標とした。</p> <p>ここ数年の職業訓練の実績を見ると、受刑者数が減少している状況などから、必ずしも毎年度実績値が増加しているとはいえないものの、出所後の就労の安定を図るためには、より積極的に職業訓練を実施すべきと考えられることから、対前年度増とすることを目標とする。</p>						
過去の実績	年度ごとの実績値					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
職業訓練受講者数（人）	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710	
職業訓練受講率（％）	4.10	4.10	5.00	5.50	6.70	
職業訓練の修了者数（人）	2,343	2,248	2,647	2,883	3,267	
資格免許等の取得者率（％）	86.5	87.4	88.4	87.1	88.2	
参考指標	年度ごとの実績値					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
受刑者数（人）	67,144	64,570	62,137	59,076	55,750	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年	26年度	27年度
2 刑事施設における就労支援実施人員の割合	10.3%	25年	対25年増	対26年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し、平成25年度から全ての刑事施設に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では、重点的な就労支援対象者を選定するなどして就労支援スタッフを活用し、就労支援希望者の9割以上の者に対して就労支援を実施しているところであり、出所者に占める就労支援実施人員の割合は、刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。</p> <p>平成24年において、就労支援実施人員の割合は10.3パーセントであり、受刑者の出所後の就労の安定を図るためには、受刑者の就労意欲の一層の喚起を図り、より多くの受刑者に対して就労支援を実施することが重要と考えられることから、対前年増とすることを目標とする。</p>						
過去の実績	年ごとの実績値					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
就労支援実施人員の割合（％）	6.9	9.2	10.9	10.3	10.3	

就労支援実施人員（人）	2,093	2,720	3,128	2,829	2,721	
刑事施設出所者数（人）	30,213	29,461	28,583	27,485	26,535	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年	26年度	27年度
3 少年院における就労支援実施人員の割合	18.3%	25年	対25年増	対26年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており、少年院における就労支援実施人員の割合は、少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。平成24年において、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は16.4パーセント、保護観察終了時における有職者の割合は70.5パーセントであるところ（注）、保護観察期間まで一体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。平成24年において、少年院で就労支援を実施した者の割合は16.6パーセントであったところ、対前年増とすることを目標とする。

（注）保護観察開始時と終了時とでは、対象者が異なるので、厳密な意味での比較ではない。

過去の実績	年ごとの実績値					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
就労支援実施人員の割合（％）	19.7	19.0	15.4	16.6	18.3	
就労支援実施人員（人）	841	812	614	638	724	
少年院出院者数（人）	4,264	4,282	3,986	3,845	3,948	
参考指標	年ごとの実績値					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	69.3	69.5	70.8	70.5	73.6	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①受刑者就労支援体制等の 充実 (－年度)	596百万円 (568百万円)	661百万円 (652百万円)	585百万円 (566百万円)	639 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	

<p>被収容者に対して、就職に必要な知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。</p> <p>再入者に占める無職者の割合は高い値で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。</p>	0017
--	------

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②地域生活定着支援の推進 (平成21年度)	336百万円 (335百万円)	394百万円 (385百万円)	387百万円 (377百万円)	450 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>高齢者や身体等に障がい有する者が、矯正施設を出所(院)後、速やかに福祉の支援を受けられるようにするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、①支援が必要な対象者の選定、②当該対象者の福祉ニーズの把握、③当該対象者が行う福祉サービスの申請手続に対する支援等を行っている。</p> <p>高齢者や身体等に障がい有する者は、出所(院)後、短期間のうちに生活苦に陥りやすく、再犯のおそれが高いため、こうした者に対する福祉的な支援は、再犯の防止に資するものである。</p>				0021	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
③被収容者生活関連業務の 維持 (—年度)	26,422百万円 (26,217百万円)	26,144百万円 (25,871百万円)	26,302百万円 (25,983百万円)	26,502 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>矯正施設において、被収容者の身柄を確保するために必要な以下の物資等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等</li> <li>・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品等</li> <li>・矯正教育、矯正医療等を実施するための資材等</li> </ul>				0022	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
④社会復帰に必要な刑務所 作業の実施 (—年度)	4,690百万円 (4,623百万円)	4,471百万円 (4,355百万円)	4,780百万円 (4,681百万円)	4,326 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	

<p>刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度及び勤労意欲の向上など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。</p>	0023
--	------

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑤留置施設の維持管理に係る実費償還 (－年度)	5,669百万円 (5,444百万円)	5,532百万円 (5,389百万円)	5,374百万円 (5,283百万円)	5,296 百万円	－
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
<p>被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘留所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」(明治35年2月27日法律第11号)に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。</p>				0024	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑥矯正施設の防災対策 (平成23年度)	2,062百万円 (1,666百万円)	989百万円 (972百万円)	1百万円 (1百万円)	2 百万円	－
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
<p>矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被収容者の拘禁を確保し、国の治安及び平穏な国民生活を維持する使命を負っているところ、赴援車両の適正な維持等により、今後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築する。</p>				0020	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			26年度 当初予算額
	23年度	24年度	25年度	
	50,103百万円 (49,196百万円)	48,874百万円 (48,267百万円)	47,943百万円 (47,329百万円)	48,202百万円

\*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称

\*2 「刑事施設」



刑務所，少年刑務所及び拘置所を総称する名称

- \*3 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月犯罪対策閣僚会議報告）  
刑務所出所者等の再犯を防止するため，関係省庁が連携して，短期間に集中して取り組むべき施策として策定された。
- \*4 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）  
「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を踏まえ，長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続できるよう，より総合的かつ体系的な再犯防止対策として策定された。
- \*5 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）  
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に，地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに，新たな治安上の脅威への対策を含め，官民一体となった確かな犯罪対策により良好な治安を確保することにより，国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指し策定された。
- \*6 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」  
（矯正処遇）  
第84条第1項 受刑者には，矯正処遇として，第92条（懲役受刑者の作業）又は第93条（禁錮受刑者等の作業）に規定する作業を行わせ，並びに第103号（改善指導）及び第104条（教科指導）に規定する指導を行う。
- \*7 「少年院法（昭和23年法律第169号）」  
（矯正教育）  
第4条 少年院の矯正教育は，在院者を社会生活に適応させるため，その自覚に訴え規律ある生活のもとに，左に掲げる教科並びに職業訓練の補導，適当な訓練及び医療を受けるものとする。  
（以下略）
- \*8 「子ども・若者ビジョン」第3-2（1）③（非行少年に対する就労支援等）  
少年院・少年刑務所において，就労に対する心構えを身に付けさせ，就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに，社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また，出院及び出所予定者，保護観察に付された少年等を対象として，刑務所出所者等就労支援事業を推進する。
- \*9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」2-（2）  
矯正施設（刑務所・少年院）入所（院）中から出所（院）後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため，平成23年度から実施している雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や，就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う取組（更生保護就労支援モデル事業）について，適切な効果検証を行い，効果的な就労支援対策を推進する。  
また，法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層推進していくことにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに，矯正施設（刑務所・少年院）においては，PFI刑務所等において，民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに，就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。  
刑務所出所者等の雇用に理解を示す企業との連携を強化し，矯正施設（刑務所・少年院）において当該企業が求める人材を育成して出所（院）後の就労に直接結び付ける取組につなげるなど，企業ニーズに沿った人材育成体制を構築する。
- \*10 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-（2）就労の確保  
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を，刑務所等収容後早期に把握し，就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに，雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ，実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。  
また，就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。
- \*11 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-（2）-②就労支援の推進  
刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルテ



ィングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26-（10））

施策名	矯正施設 <sup>1</sup> の適正な運営に必要な民間委託等 <sup>2</sup> の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ-5-(3)）
達成すべき目標	P F I手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	平成24年7月20日の犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており、P F I 刑務所 <sup>3</sup> 等においても、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）<sup>4</sup></li> <li>○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）<sup>5</sup></li> <li>○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）<sup>6</sup></li> <li>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）<sup>7</sup></li> <li>○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成25年6月14日改定）<sup>8</sup></li> <li>○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告） 2-（2）【就労支援対策の充実強化】<sup>9</sup></li> <li>○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第3-2-（2）就労の確保<sup>10</sup></li> </ul>
政策評価実施予定時期	平成29年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度～28年度
1 P F I 刑務所における職業訓練の充実	—	—	P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。特に、P F I 刑務所においては、改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとし</p>			

た。

施策の進捗状況（実績）							
25年度	26年度				27年度		
実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。							
参考指標							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職業訓練受講者数（人）	5,668	9,350	7,769	7,913	7,203		
職業訓練受講率（%） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（%）	136	185	160	167	156		
職業訓練修了者数（人）	5,099	9,637	7,357	7,648	6,926		
資格・免許等の取得者数（人）	1,061	1,326	1,370	1,287	1,334		
P F I 刑務所における受刑者数（人）	4,166	5,066	4,853	4,735	4,612		

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	26年度～28年度
2 職業フォーラム <sup>11</sup> の活用	—	—	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 <sup>12</sup> において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

出所者による再犯を防止するには、出所後の円滑な社会復帰に資するため、就労先を確保する仕組みを構築するなどの就労支援の充実・強化が求められる。公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所においては、民間のネットワークとノウハウを活用し、就労に係る出所後の社会生活上の不安感を軽減させ、円滑な社会復帰に寄与することを目的とする職業フォーラムを実施していることから、下記参考指標、参加受刑者のアンケート調査結果（平成24年度から調査実施）の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

施策の進捗状況（実績）		
25年度	26年度	27年度
平成24年度からは、実施対象施設において、全受刑者を対象とし、企業概要等について映像視聴の方法により説明を行った後、希望した者に		

ついて、個別に各企業から直接の詳細説明及び面接を行う職業フォーラムを実施している。							
参考指標	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施回数（回）	－	－	3	3	3		
参加受刑者数（人） ※平成24年度の参加受刑者数は、個別説明に参加した人数を計上している。	－	－	134	84	89		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①刑事施設の民間委託運営 (－年度)	4,263百万円 (4,172百万円)	4,170百万円 (4,130百万円)	4,267百万円 (4,170百万円)	4,384 百万円	2
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>刑事施設においては、平成12年以降の受刑者の急増、とりわけ、暴力団関係受刑者、薬物性精神疾患受刑者、高齢受刑者、外国人受刑者等の増加に伴い、刑務官等に過重な業務負担を強いる状況になり、刑務官の増員が不可欠となったところ、国家公務員の採用抑制に係る総人件費改革などの政府の方針もあって、必要な刑務官の増員が十分得られない状況にあった。そこで、刑事施設の非権力的業務を民間委託するとともに、平成22年度からは、刑事施設における公権力に関わる業務の一部についても公共サービス改革法を活用して刑事施設3庁において試行的に民間委託を行うことで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。</p> <p>公共サービス改革法に基づく民間委託実施刑務所において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施することを目標としている。</p>				0025	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②PFI刑務所の運営 (平成19年度)	10,912百万円 (10,912百万円)	11,419百万円 (11,368百万円)	11,404百万円 (11,358百万円)	11,699 百万円	1
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法を活用し、美祢社会復帰促進センター（平成19年4月運営開始、事業期間20年）、島根あさひ社会復帰促進センター（平成20年10月運営開始、事業期間20年）を整備し、また、国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター（いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年）の運営を開始することで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施</p>				0026	

設の適正な運営に努める。

改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、受刑者に対して幅広く職業訓練を実施することを目標としている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			26年度
	23年度	24年度	25年度	当初予算額
	15,175百万円 (15,084百万円)	15,588百万円 (15,497百万円)	15,671百万円 (15,528百万円)	16,082百万円

\*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称

\*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

\*3 「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

\*4 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

\*5 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

\*6 「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

\*7 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

\*8 「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

- \*9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）」  
2-（2）【就労支援対策の充実強化】  
さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。
- \*10 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」  
第3-2-（2）就労の確保  
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。  
また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。
- \*11 「職業フォーラム」  
公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの
- \*12 「民間委託実施刑務所」  
公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（11））

施策名	保護観察対象者等 <sup>1</sup> の改善更生等
担当部局名	保護局更生保護振興課，観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－6－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって，保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。</li> <li>・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって，保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。</li> <li>・更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施することによって，行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る。</li> <li>・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促す。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪等反復性のある犯罪的傾向を有する者に対しては，認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い，犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが，保護観察対象者の改善更生や再犯防止のためには必要である。そのため，保護観察所で実施している専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。</li> <li>・保護観察対象者の再犯率について，無職者は有職者に比べて高水準であり，安定した社会生活のためには就労が必要不可欠である。さらに，保護観察対象者等は前歴のために就労が困難であることが多いことなどから，就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。</li> <li>・保護観察対象者等が自立更生を果たすためには，住居を含めた生活基盤を確保し，自立に向けた働きかけをする必要がある。刑事施設等を出所しても行き場がなく，自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため，更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。</li> <li>・犯罪をした人や非行のある少年の地域での立ち直りを支え，犯罪や非行のない地域社会作りを図るためには，地域社会の理解と協力が不可欠である。そのため，国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促進する必要がある。</li> </ul>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更生保護法（平成19年法律第88号）<sup>*2</sup></li> <li>○更生保護事業法（平成7年法律第86号）<sup>*3</sup></li> <li>○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）<sup>*4</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）<sup>*5</sup></li> </ul>
政策評価実施予定時期	平成29年8月

		年度ごとの目標値
--	--	----------

測定指標	基準値	基準年度	26年度	27年度	28年度
		1 性犯罪者処遇プログラム <sup>6</sup> 受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合	90%	—	90%以上

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

性犯罪者処遇プログラムの効果は、プログラム実施前後における保護観察対象者の認知や行動に関する評価によって測定できる。同プログラムでは開始時及び終了時に、性犯罪を許容する認知、問題解決スキル、他人への共感性などの項目を評価し、同プログラム受講者の抱える問題性<sup>7</sup>がどのように変化（低下）したかを評点（問題性の程度）の比較によって把握し、その効果を測定している。したがって、評点が低下した者は、問題性が改善されたと認められ、プログラムの効果があったといえるため、評点が低下した者の割合を測定指標とした。

また、本指標は平成23年度から導入し、その実績の推移を見定めてきたところであるが、過去5年間の実績値をみると、90パーセント前後で推移している。プログラムが対象者の問題性の改善に効果を挙げているとするには、この水準以上を維持し続けることが適当であるため、目標年度を平成28年度とし、90パーセント以上を目標値として設定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
性犯罪者処遇プログラム受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合（%）	91.3	90.2	89.9	90.6	90.3		

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年度	26年	27年	28年
2 保護観察終了者に占める無職者の割合	22.3%	25年	対25年減	対26年減	対27年減

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等に対する就労支援の効果は、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の比率を測定指標とした。

本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であるから、目標年を平成28年とし、同年まで年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を減少させることを目標とした。

保護観察対象者等の就労を確保するためには、協力雇用主<sup>8</sup>の拡大を図ることが不可欠であるから、協力雇用主の数を参考指標とした。

保護観察対象者等の就労状況とも関連することから、雇用情勢を示す指標として、完全失業率<sup>9</sup>を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値						
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
保護観察終了者に占める無職者の	19.8	23.7	24.2	24.1	24.0	22.3	



割合 (%)	年ごとの実績値						
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
協力雇用主の数（※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	7,749	8,549	9,346	9,953	11,044	12,603	
完全失業率 (%)（※年平均）	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
	4.0	5.1	5.0	4.5	4.3	4.0	

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			26年度～29年度
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	—	—	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

社会内において、行き場のない保護観察対象者等に適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、個々の問題や必要に応じ、様々な指導及び支援を受けることができる多様な方法及び機会を確保することが重要であることから、「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成29年度とし、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設や自立準備ホーム<sup>\*10</sup>において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保することを目標とした。

具体的には、社会における多様な生活基盤の確保という観点から、下記参考指標の実績値を含め、更生保護施設及び自立準備ホームの活用状況等を分析することにより、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保の進み具合を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）

25年度	26年度
更生保護施設における薬物事犯者を含む行き場のない保護観察対象者等の受入れを促進した。 自立準備ホームの登録事業者を拡大し、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。	
27年度	28年度

参考指標	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	9,668	9,991	10,538	10,587	10,263			
自立準備ホームの登録事業者数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	—	—	166	236	289			

全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	—	—	799	1,181	1,278			

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			26年度～29年度
4 犯罪予防活動の推進状況	—	—	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることに加え、その時々ニーズに応じた情報を国民に対し提供することが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成29年度とし、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、犯罪予防活動を推進することを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を踏まえ、犯罪予防活動の推進状況を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）	
25年度	26年度
国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。	
27年度	28年度

参考指標	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
作文コンテスト参加学校	6,901	7,842	7,837	8,580	8,986			
作文コンテスト応募作品数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	188,993	204,493	225,092	249,552	279,732			
“社会を明るくする運動”推進委員会 <sup>*11</sup> の構成機関・団体数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	31,097	30,142	30,554	30,109	30,077			

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①更生保護施設整備事業 <sup>*12</sup> への補助	275百万円 (275百万円)	327百万円 (327百万円)	193百万円 (186百万円)	223 百万円	3

(平成6年度)					
達成手段の概要等					平成26年行政事業 レビュー事業番号
更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1（平成26年度以降は3分の2を予定）を交付限度として補助する。同事業により、将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。					0027

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②就労支援事業への補助 (平成18年度)	35百万円 (35百万円)	35百万円 (31百万円)	31百万円 (30百万円)	31 百万円	2
達成手段の概要等					平成26年行政事業 レビュー事業番号
身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助する。 就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図る。					0028

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
③保護観察の実施 (－年度)	10,305百万円 (9,529百万円)	9,853百万円 (9,546百万円)	9,890百万円 (9,305百万円)	10,346 百万円	1
達成手段の概要等					平成26年行政事業 レビュー事業番号
矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者等に対し保護等が必要な場合の応急の救護・援護及び更生緊急保護並びに恩赦の上申等を実施する。 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進する。					0029

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
④犯罪予防活動の促進 (－年度)	598百万円 (544百万円)	604百万円 (550百万円)	593百万円 (551百万円)	647 百万円	4
達成手段の概要等					平成26年行政事業 レビュー事業番号

<p>犯罪をした者及び非行のある少年の再犯又は再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのために法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。</p> <p>犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会（中央、都道府県及び市区町村等を単位として構成される。）によって、小中学生を対象とした犯罪予防をテーマとする「作文コンテスト」などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。</p>	0030
--	------

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑤仮釈放等審理の実施 (一 年度)	77百万円 (65百万円)	71百万円 (50百万円)	68百万円 (46百万円)	71 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>地方更生保護委員会が、矯正施設被收容者について、仮釈放等審理（以下「審理」という。）を適正に実施して、収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより（仮釈放等の期間中は保護観察に付される）、これらの者の再犯を防止又は再非行をなくし、円滑な社会復帰と改善更生を促進する。</p> <p>審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等を行っている。</p>				0031	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑥自立更生促進センターの 運営 (平成19年度)	163百万円 (109百万円)	155百万円 (104百万円)	126百万円 (106百万円)	120 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>親族や民間の更生保護施設では、受入困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所（保護観察所に附設）を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施する。</p> <p>特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」を福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」を北海道及び茨城県に設置しており、これらは、「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」及び「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。</p>				0032	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		

⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	103百万円 (86百万円)	94百万円 (81百万円)	90百万円 (82百万円)	83 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>犯罪被害者等基本計画に基づき、地方更生保護委員会及び保護観察所において、犯罪被害者等の希望に応じて、(i) 仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii) 犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii) 加害者の処遇状況等に関する情報の被害者等への提供及び(iv) 犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。</p> <p>これらの施策は、犯罪被害者等に十分配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理や保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層の適正化に資するものである。</p>				0033	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度)	394百万円 (322百万円)	281百万円 (252百万円)	290百万円 (271百万円)	304 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者に関する情報、保護司に関する各事務処理に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコンピュータシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。</p> <p>現在は、同システムを全国の地方更生保護委員会や保護観察所で運用しつつ、業務改善効果を期待して計画的にシステムの最適化を図ることとしており、平成26年度は、引き続き一定の機器の集約化を行うこととしている。</p>				0034	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			26年度
	23年度	24年度	25年度	当初予算額
	12,029百万円 (11,021百万円)	11,499百万円 (11,005百万円)	11,280百万円 (10,577百万円)	11,825百万円

\*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生緊急保護対象者

\*2 「更生保護法(平成19年法律第88号)」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生するこ

とを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第1条参照）。

\*3 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

\*4 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-(1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-(2) 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

\*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ-3-(1)-⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ-3-(2)-① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。

・Ⅲ-3-(2)-② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ-3-(6)-② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters Movement）会の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

\*6 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対

し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム。

\*7 「プログラム受講者の抱える問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足等）を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

\*8 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

\*9 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の3つの条件を満たす者）の割合を指す。

\*10 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

\*11 「“社会を明るくする運動”推進委員会」

“社会を明るくする運動”は、法務省主唱のもと、本運動の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進しており、中央と都道府県及び市区町村等を単位とする“社会を明るくする運動”推進委員会を設置している。

\*12 「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1（平成26年度以降は3分の2を予定）を交付限度として補助するもの。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（12））

施策名	医療観察対象者 <sup>1</sup> の社会復帰
担当部局名	保護局総務課
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－6－（2））
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律<sup>2</sup>（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的としている。</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適正かつ円滑に実施する必要がある。そのため、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。また、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議<sup>3</sup>を実施して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めながら、適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることとしている。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○医療観察法
政策評価実施予定時期	平成30年8月

測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値			
			26年度	27年度	28年度	29年度
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定 <sup>4</sup> （医療観察法第56条第1項第	—	—	23年度～25年度 の平均値超	24年度～26年度 の平均値超（ただし、本平均	25年度～27年度 の平均値超（ただし、本平均	26年度～28年度 の平均値超（ただし、本平均



2号に係る決定に限る。)を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合				値が26年度の目標値よりも低い場合は、26年度の目標値超。)	値が27年度の目標値よりも低い場合は、27年度の目標値超。)	値が28年度の目標値よりも低い場合は、28年度の目標値超。)
---	--	--	--	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

社会復帰の準備が整った者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、裁判所に対し速やかに処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けている。

また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、期間を延長して医療観察法による医療を行う必要性が認められなくなった者である。

このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者は、いずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できる。

よって、保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下同じ。）を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。

目標値については、社会復帰を実現したと評価できる者の割合の増加を図っていく趣旨から、平成29年度までの各年度において、過去3年間の平均値を超える値（ただし、本平均値が前年度の目標値よりも低い場合は、前年度の目標値超。）とした。これは、過去の実績値を見ると、平成19年度に7.9%であったものが平成20年度に13.1%、平成23年度に21.9%であったものが平成24年度に26.3%となるなど大幅に増加している年度があり、今後も単年度で同様の大幅な増加があり得ることを考慮し、一定期間の実績値の平均値を目標値とすることにより適正な評価が実施できるようにしたものである。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(%)	18.4	20.5	21.9	26.3	22.0			
(保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数)(人)	50	56	50	57	44			
(期間満了により精神保健観察を終了した者の数)(人)	62	87	109	141	124			
(精神保健観察事件年間取扱件数)(件)	608	699	725	754	765			
参考指標	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ケア会議の開催回数(回)	1,978	2,178	2,505	2,673	2,860			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①医療観察の実施 (平成17年度)	263百万円 (194百万円)	271百万円 (214百万円)	263百万円 (222百万円)	259 百万円	1
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに、ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、その社会復帰を促進している。				0035	
施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			26年度 当初予算額	
	23年度	24年度	25年度		
	263百万円 (194百万円)	271百万円 (214百万円)	263百万円 (222百万円)	259百万円	

\*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

\*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。（第1条第1項）

\*3 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

\*4 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその旨の決定をしたもの。（医療観察法第56条第1項第2号）

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（13））

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
担当部局名	公安調査庁総務部総務課
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。
政策体系上の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 （Ⅱ－7－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況<sup>*1</sup>を明らかにし、教団に対する観察処分<sup>*2</sup>を適正かつ厳格に実施する。</li> <li>・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持している。したがって、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として恐怖感・不安感を抱いており、その恐怖感・不安感を払拭する必要がある。については、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）<sup>*3</sup>の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することを目標とした。</li> <li>・北朝鮮や国際テロの動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。については、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）<sup>*4</sup>等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するとともに、情報収集及び分析・評価能力を向上させることを目標とした。</li> </ul>
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条<sup>*5</sup></li> <li>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条</li> <li>○団体規制法（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条</li> <li>○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条<sup>*6</sup></li> <li>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<sup>*7</sup></li> <li>○カウンターインテリジェンス<sup>*8</sup>機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）<sup>*9</sup></li> <li>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）<sup>*10</sup></li> <li>○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）<sup>*11</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）<sup>*12</sup></li> <li>○「第186回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）」<sup>*13</sup></li> </ul>

政策評価実施 予定時期	平成27年8月
----------------	---------

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度
1 教団の活動状況及び危険性の 解明	—	—	教団施設等に対する立入検査の実施回数，施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）を解明する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては，教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか，立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで，測定指標として「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には，立入検査の実施回数，施設数，動員した公安調査官数，立入検査等により判明した事項から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

25年度

別紙1のとおり，観察処分の適正かつ厳格な実施により，教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標		年度ごとの実績値				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
立入検査の実施回数等	実施回数	23	15	16	17	20
	施設数	35	50	61	47	27
	動員数	682	705	940	677	554

測定指標	基準値	年度ごとの目標値	
		基準年度	26年度
2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況 （平均所要日数）	23.1	—	23.1日より短縮

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して，当庁が可能な限り迅速に対応することは，国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資すると考えられる。そこで，測定指標として「関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応（所要日数）」を設定し，請求から提供までの所要日数を，過去5年間の平

均所要日数（23.1日）より短縮することを目標とした。

なお、提供状況の取りまとめに要する日数等は、請求の内容及び提供量によって異なり、平均所要日数が大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年間の平均所要日数より短縮することとした。

過去の実績		年度ごとの実績値				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
過去5年間における関係地方公共団体からの調査結果提供請求に対する対応状況	請求を行った関係地方公共団体数	18	19	18	18	17
	提供回数	49	58	50	54	41
	平均所要日数	30.1	20.1	21.0	20.9	23.2

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			26年度
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	—	—	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の公共安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々  
のニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性をもって関係機関及び国民に対し提供できたかどうか  
を測ることが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の  
向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価  
能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し、提供情報の正確  
性、適時性、迅速性の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

25年度

別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ホームページへのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンタ ーに不具合が生じ、測定不能であった。	133,722	165,357	—	170,139	241,486

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		

①破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (昭和27年度)	477百万円 (469百万円)	414百万円 (384百万円)	418百万円 (414百万円)	465 百万円	3
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。				0036	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②オウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度)	15百万円 (15百万円)	11百万円 (11百万円)	14百万円 (14百万円)	20 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。				0037	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度)	103百万円 (96百万円)	121百万円 (144百万円)	124百万円 (123百万円)	158 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該システムは、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、調査によって収集した情報を迅速に集約するとともに、データベース化して共有するものであり、当庁の基幹システムとしての役割を担っている。</li> <li>調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し、一元的・総合的に管理することで、調査・分析業務の迅速化、合理化及び効率化を図り、確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。</li> </ul>				0038	

	予算額計(執行額)			26年度
	23年度	24年度	25年度	当初予算額

施策の予算額・執行額	2,166百万円 (2,150百万円)	2,101百万円 (2,093百万円)	2,093百万円 (2,087百万円)	2,238 百万円
------------	------------------------	------------------------	------------------------	--------------

\*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」([http://www.moj.go.jp/psia/kouan\\_kaiko\\_index.html](http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html))を参照

\*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

\*3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 \*2参照

（観察処分の実施）

第7条 \*2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

\*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

\*5 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

\*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

\*7 テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

\*8 「カウンターインテリジェンス」

- 外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動
- \*9 カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）
- カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。
- \*10 官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）
- ・ 2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化
 

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。
  - ・ 2－（2）－② その他の情報収集機能の強化
 

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）
- \*11 情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）
- ・ IV－2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等
    - ア 対処態勢の整備
      - （オ）サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）
    - エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化
      - （ア）諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）
      - （ウ）サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）
- \*12 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
- ・ Ⅲ－1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築
 

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

    - （1）－⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
    - （1）－⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化
    - （2）－② 日本版NCFTA<sup>\*14</sup>の創設
  - ・ Ⅲ－2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等
 

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

    - （1）－② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
    - （2）－① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
    - （3）－① 空港・港湾における水際危機管理の強化
    - （3）－④ 海上警備・沿岸警備の強化
    - （5）－① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
    - （5）－② 在外公館における警察アタッシュエ<sup>\*15</sup>、防衛駐在官等の体制強化
    - （5）－③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
    - （5）－⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
    - （5）－⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り
    - （6）－① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
    - （6）－③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
    - （7）－① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
    - （8）－① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進



- (8) 一② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

『世界一安全な日本』創造戦略に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) 一② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) 一③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) 一⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) 一⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) 一⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

\*13 「第186回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）」

- ・日本を「世界一安全な国」にしていかなければなりません。（中略）社会を脅かす暴力団やテロ、サイバー空間の脅威への対策も進め、良好な治安を確保してまいります。
- ・シリアでは化学兵器の廃棄に協力しています。イランの核問題では平和的解決に向けた独自の働きかけを行っています。こうした活動の全てが、世界の平和と安定に貢献します。これが、積極的平和主義です。我が国初の国家安全保障戦略を貫く基本思想です。その司令塔が国家安全保障会議です。
- ・中国が、一方的に「防空識別区」を設定しました。尖閣諸島周辺では、領海侵入が繰り返されています。力による現状変更の試みは、決して受け入れることはできません。引き続き毅然かつ冷静に対応してまいります。新たな防衛大綱の下、南西地域を始め、我が国周辺の広い海、そして空において、安全を確保するため、防衛態勢を強化してまいります。
- ・北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、強く求めます。拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱きしめる日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡し の三点に向けて、全力を尽くしてまいります。

\*14 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

\*15 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

〔測定指標1〕 教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成25年5月、8月、11月、平成26年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴取するとともに、平成25年度中に教団施設に対する立入検査を合計20回、延べ27施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
  - ・ 平成25年12月31日現在、国内に出家信徒約300人、在家信徒約1,350人、ロシア連邦内に信徒約160人を擁し、また、国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約20か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
  - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
  - ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
  - ・ 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
  - ・ 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんのであることなどが明らかとなっている。

〔測定指標3〕破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

#### 1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、反原発運動や普天間基地移設、新型輸送機MV22オスプレイの配備問題等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島問題や天皇制問題等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、随時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 平成25年4月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び「立入検査の実施結果について」等のほか、新たに作成したコンテンツ「国際テロリズム要覧」（要約版）及び「オウム真理教に関するページ」を掲載し、国民に対する情報提供に努めた。

#### 2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（14））

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－９－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記所備付地図の整備を地図混乱地域<sup>*1</sup>を対象として重点的かつ緊急的に推進する。</li> <li>・オンラインによる動産・債権譲渡登記手続を推進する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記所備付地図は，法務局（登記所）が，不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については，都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから，政府の基本方針等においても「都市部における地籍整備の推進」が盛り込まれているところであり，国民の財産の保全を図るため，同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。</li> <li>・動産・債権譲渡登記制度は，法人がする動産及び債権の譲渡について，民法の第三者対抗要件（動産については引渡し，債権については債務者に対する確定日付ある証書による通知又は債務者の承諾）の特例として，登記によって，容易かつ明確に第三者対抗要件を備えることを可能にすることにより，動産及び債権の譲渡による企業の資金調達の円滑化に資することを目的とするものである。そこで，動産・債権譲渡登記申請人である法人の利便性を向上させるため，オンラインによる動産・債権譲渡登記手続を推進していく必要がある。</li> </ul>
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）<sup>*2</sup></li> <li>○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定） 第Ⅱ部－1－（1）① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進<sup>*3</sup></li> <li>○都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定） 第二－2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等<sup>*4</sup></li> <li>○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定） 第2章－5－（4）安全・安心な社会の実現等（消費者行政，治安・司法，防衛等）<sup>*5</sup></li> <li>○平成26年度予算編成の基本方針（平成25年12月12日閣議決定） Ⅱ－5－（2）消費者行政・治安・司法等<sup>*6</sup></li> <li>○規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定） 2 法務－3 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化<sup>*7</sup></li> <li>○構造改革と経済財政の中期展望（平成16年1月19日閣議決定） 3－（1）新たな産業・事業の創造，投資の促進と産業金融機能の強化等<sup>*8</sup></li> <li>○規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定） 3 法務－2 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化<sup>*9</sup></li> <li>○世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定） Ⅲ－3－（1）利便性の高い電子行政サービスの提供<sup>*10</sup></li> </ul>
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
	基準年度	26年度	27年度	28年度	
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	—	—	17	18	19

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

登記所備付地図の整備については、平成16年度からの10か年で、都市部の地図混乱地域について、100平方キロメートルの地図を作成することとし、順次作業を実施していたところ、国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて、新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定し、平成21年度からの10か年で、都市部の地図混乱地域のうち、130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに、各界からの強い要望等を受けて、平成22年度から同計画を8か年で実施することとする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を作成して前倒しで実施している。

そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、登記所備付地図作成作業改・新8か年計画に基づいて定められている平成26年度から平成28年度までの作業実施予定面積を目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	12	15	15	17	17		

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
	基準年度	26年度	27年度	28年度	
2 動産・債権譲渡登記手続のオンライン利用率	1.03%	25年度	対25年度増	対26年度増	対27年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

動産・債権譲渡登記手続のオンライン利用率は、申請人にとって現在の登記申請方式が利用しづらいとの声もあり、低位の状態となっている。

しかし、動産・債権譲渡登記手続のオンラインの推進を図ることによって、申請人においては各種の利便性を享受することができることから、平成26年度において登記申請方式を見直す<sup>41</sup>ことを前提に、測定指標として、動産・債権譲渡登記手続におけるオンライン利用率の向上を設定し、平成26年度から平成28年度までのオンライン利用率について、前年度実績より向上させることを目標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
動産・債権譲渡登記手続におけるオンライン利用率（%）	0.33	0.69	0.96	0.79	1.03		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		

①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度)	2,242百万円 (2,032百万円)	2,322百万円 (2,117百万円)	2,309百万円 (2,149百万円)	2,451 百万円	1
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
法務局（登記所）が、登記所備付地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けられるものとされている土地の位置及び境界を特定できる地図）の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、都市再生の円滑な推進に寄与する。				0039	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②登記事項証明書の交付事務等の委託 (平成20年度)	7,805百万円 (7,253百万円)	7,284百万円 (7,103百万円)	7,458百万円 (7,353百万円)	7,483 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することとし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。				0040	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	22,076百万円 (22,010百万円)	22,527百万円 (22,267百万円)	21,815百万円 (21,493百万円)	20,898 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とするなど、社会のニーズに対応した行政サービスを提供する。				0041	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	2,998百万円 (2,544百万円)	2,890百万円 (2,596百万円)	2,549百万円 (2,389百万円)	3,771 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や登記事項証明書等の交付請求等の登記関				0042	

係手続について、インターネットを利用したオンラインによる申請（請求）を行うことを可能とし、国民サービスの向上を図る。

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	10,531百万円 (10,193百万円)	5,893百万円 (5,793百万円)	7,201百万円 (6,581百万円)	7,652 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）並びに土地所在図等の各種図面を電子化し、コンピュータシステム（地図情報システム）を用いて処理するに当たり、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記所事務の効率化を図りつつ、インターネットを利用した地図及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にするなど、国民サービスの向上を図る。				0043	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	297百万円 (290百万円)	290百万円 (284百万円)	303百万円 (296百万円)	316 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。				0044	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	1,088百万円 (1,014百万円)	1,040百万円 (1,020百万円)	1,263百万円 (1,176百万円)	1,300 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
不動産取引・企業取引等の安全と円滑に資するため、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより、登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの運用・管理を行う。				0045	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑧債権・動産譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	305百万円 (276百万円)	287百万円 (285百万円)	346百万円 (335百万円)	483 百万円	2

達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
<p>法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を、法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記システム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。</p>	0046

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑨成年後見登記事務の運営 (平成12年度)	385百万円 (373百万円)	286百万円 (285百万円)	305百万円 (303百万円)	331 百万円	—

達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
<p>成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。</p>	0047

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑩登記事務の運営 (一 年度)	3,662百万円 (3,366百万円)	3,763百万円 (3,626百万円)	3,591百万円 (3,551百万円)	3,916 百万円	—

達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
<p>不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。</p>	0048

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			26年度 当初予算額
	23年度	24年度	25年度	
	56,337百万円 (53,498百万円)	51,543百万円 (49,965百万円)	49,754百万円 (48,174百万円)	51,215 百万円



- 
- \*1 「地図混乱地域」  
地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域
- \*2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」  
国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を協力を推進する。
- \*3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」  
第Ⅱ部－1－(1)① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進  
登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図製作作業を一層促進する。
- \*4 「都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）」  
第二－2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等  
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
- \*5 「経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」  
第2章－5－(4) 安全・安心な社会の実現等（消費者行政、治安・司法、防衛等）  
都市部における地籍整備を推進する。
- \*6 「平成26年度予算編成の基本方針（平成25年12月12日閣議決定）」  
Ⅱ－5－(2) 消費者行政・治安・司法等  
・・・、都市部における地籍整備、・・・等、国民の安全・安心を確保するための取組を推進する。
- \*7 「規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）」  
2法務－3 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化  
・・・、動産担保法制及び債権担保法制の整備に関するニーズの有無、問題点の洗い出し等について検討を行う。
- \*8 「構造改革と経済財政の中期展望（平成16年1月19日閣議決定）」  
3－(1) 新たな産業・事業の創造、投資の促進と産業金融機能の強化等  
不動産によらない在庫等を活用した担保制度（動産譲渡の公示制度等）を実現するとともに、行き過ぎが指摘される「包括根保証」を見直す等、個人保証のあり方を適正化する。
- \*9 「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」  
3法務－2 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化  
動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。
- \*10 「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」  
Ⅲ－3－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供  
オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。
- \*11 「オンラインによる動産・債権譲渡登記申請方式の見直し」  
動産・債権譲渡登記の申請者の利便性の向上を図るため、現在、動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記の申請は登記申請書及び法務省令で定める構造の磁気ディスク（FD、MO等）を登記所に一緒に提出しなければならないところ、動産・債権譲渡登記令及び動産・債権譲渡登記規則を改正し（施行予定：平成26年6月上旬）、登記申請書の提出に先立ち、磁気ディスクに記録すべき事項（以下「申請データ」という。）をオンラインを利用して登記所に送信しておけば、登記申請書の提出の際に磁気ディスクの提出を要しないとする新たな申請方式を導入するところである。  
この新たな申請方式においては、申請データを送信した際に形式的なエラーの有無等を申請人に送信するので、登記申請後の却下又は取下げの可能性を低減することができる。また、申請データには譲渡人の営業秘密や債務者のプライバシー情報が含まれていることから、磁気ディスクを持参又は送付するよりデータを暗号化して通信を行うオンラインで送信することにより、申請人の情報セキュリティの確保にも繋がるものである。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（15））

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局民事第一課，民事局商事課
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－9－（2））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍事務<sup>*1</sup>を適正かつ厳格に処理する。</li> <li>・法定受託事務<sup>*2</sup>である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。</li> <li>・供託申請者等の利便性を向上させるとともに，供託所職員の業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<p>・日本国籍は，我が国の構成員としての資格であるとともに，我が国において基本的人権の保障，公的資格の付与，公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は，当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから，できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図るとともに，平成21年1月1日の改正国籍法<sup>*3</sup>施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため，関係機関との相互協力を緊密にして，適正かつ厳格に処理する必要がある。</p> <p>・戸籍は，日本の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり，その事務を適正に処理することにより，国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に，平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は，戸籍公開制度の厳格化，戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり，また，昨今の社会的課題への対応として，縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように，戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し，引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう，市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。</p> <p>・供託は，金銭，有価証券などを国家機関である供託所に提出して，その管理を委ね，最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって，一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり，国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで，供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに，業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定） Ⅲ－3－（1）利便性の高い電子行政サービスの提供 <sup>*4</sup>
政策評価実施予定時期	平成27年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	—	—	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。

また、国籍取得届に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。特に、虚偽の認知届による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法（平成21年1月1日施行）及び国籍法施行規則<sup>5</sup>の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を親密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、帰化許可申請及び国籍取得届の処理状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

25年度

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。

なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

参考指標	年ごとの実績値				
	21年	22年	23年	24年	25年
帰化許可申請数（人）	14,878	13,391	11,008	9,940	10,119
帰化許可者数（人）	14,785	13,072	10,359	10,622	8,646
帰化不許可者数（人）	202	234	279	457	332
改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	1,572	1,396	1,207	1,137	1,030

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	—	—	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるためには、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、市区町村からの受理又は不受理の照会等への対応状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

25年度

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,449件であり、適切に対応した。

また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,387	3,205	3,011	2,677	2,449
市区町村戸籍事務従事職員研修 <sup>6</sup> の延べ実施日数（日）	584	602	604	597	617
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,119	10,416	9,856	10,119	10,194
現地指導実施回数 <sup>7</sup> （回）	1,887	1,846	1,828	1,819	1,824
現地指導実施率 <sup>8</sup> （％）	98	97	97	96	96

測定指標	基準値		年度ごとの目標値
	基準年度		26年度
3 供託手続のオンライン利用率の向上	17.9	25年度	対25年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために、供託規則の改正<sup>9</sup>を行うとともに、登記・供託オンライン申請システムへの切替を行い、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書正本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることができる。

これらのことを踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の効率化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率<sup>10</sup>の向上を設定し、平成26年度のオンライン利用率について、平成25年度実績より向上させることを目標とした。

なお、オンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件<sup>11</sup>の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による平成25年度のオンライン申請率を

基準値とすることとした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率 (%)	5.6	7.4	8.9	12.3	17.9
参考指標	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数	39,152	50,757	61,387	70,560	96,068

達成手段 (開始年度)	予算額計 (執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①国籍・戸籍事務等の運営 (－年度)	294百万円 (284百万円)	818百万円 (706百万円)	870百万円 (851百万円)	966 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより、我が国における身分関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。				0050	

達成手段 (開始年度)	予算額計 (執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②供託事務の運営 (明治24年度)	704百万円 (682百万円)	896百万円 (866百万円)	884百万円 (877百万円)	931 百万円	3
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。				0051	

施策の予算額・執行額	予算額計 (執行額)			26年度 当初予算額
	23年度	24年度	25年度	
	969百万円 (936百万円)	1,754百万円 (1,572百万円)	1,720百万円 (1,696百万円)	1,834 百万円

---

\*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

\*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

\*3 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

\*4 「世界最先端 I T 国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－3－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

\*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

\*6 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修

\*7 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

\*8 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

\*9 「供託規則の改正」（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）の主な内容

①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規程を内容とする。

\*10 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）。

\*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度においては、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度においては、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件、平成24年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件あった。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（16））

施策名	債権管理回収業の審査監督
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－9－（3））
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないように、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢の不備が認められる場合は、その是正を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）第22条は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定している。</p> <p>債権回収会社への立入検査を実施することは、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段といえるので、適時適切に立入検査を実施する必要がある。</p> <p>立入検査において問題点が認められた場合には、当該債権回収会社に対し、問題点の指摘を行い、当該問題点（指摘事項）について自主的かつ有効な改善措置を求めた上で、次の立入検査において指摘事項の改善の有無を検査することにより、業務の適正な運営の確保を図る必要がある。</p>
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
	基準年度	26年度	27年度	28年度	
1 債権回収会社に対する立入検査事業所数	—	—	23年度～25年度の平均値	24年度～26年度の平均値	25年度～27年度の平均値
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。特に、当該会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握する必要があることから、複数の支店等に対して立入検査を実施することがある。</p>					

そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられることから、これを選定した。

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、より積極的に立入検査を実施すべきと考えられることを踏まえながら、1年間に可能な立入検査実施の日程数、立入検査を担当する債権回収検査官の人員、予算等を考慮し、年度ごとの目標値を過去3年分の平均値とする。

もっとも、立入検査は数多くの債権回収会社に対して実施する必要性もあることから、債権回収会社に対する立入検査の実施率（実施会社数÷営業会社数×100）を参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）	47	50	51	52	63		
参考指標	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
債権回収会社に対する立入検査実施率（%）	41.6	43.3	41.3	41.7	40.9		

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	26年度	27年度	28年度
2 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項 <sup>2</sup> の改善状況	集計中	25年度	対25年度増	対26年度増	対27年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じてサービサー法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要であるが、他方、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要である。

そこで、適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組を促進することを目的として、前回立入検査における指摘事項につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主的改善率＝対象改善事項数÷前回立入検査対象指摘事項数×100）を指標とした。

自主改善率の更なる向上は、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図ることにつながるものであると考えことから、対前年度増とすることを目標とする。

また、債権回収会社に対する適正な監督の実施を評価する観点から、立入検査における指摘事項数及び債権回収会社に対する行政処分件数を参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況（%）	73.9	78.1	90.5	87.0	73.3		



参考指標	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況(%)	54.8	67.0	83.2	78.3	71.9		
債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数(件)	136	79	46	58	38		
債権回収会社に対する行政処分件数(件)	6	2	0	1	0		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①債権管理回収業の審査監督 (平成11年度)	10百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	9百万円 (9百万円)	10 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。</p> <p>債権回収会社に対する立入検査に関しては、支店等を含め、可能な限り数多くの事業所への立入りを行うことにより、効果的な立入検査の遂行に努めている。</p> <p>また、立入検査指摘事項に対し、当該会社が策定した改善措置について、その有効性などを詳細に精査し、十分でないと思われる場合は更に指導を行うことで、業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させている。</p>				0052	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			26年度 当初予算額
	23年度	24年度	25年度	
	10百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	9百万円 (9百万円)	10 百万円

---

\*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

（目的）

第一条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

\*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書に関する指摘事項（同法第15条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（17））

施策名	人権の擁護
担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。
政策体系上の位置付け	人権の擁護 （Ⅲ－10－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図る。</li> <li>・人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか，調査救済体制の整備を通じて，人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより，被害の救済及び予防を図る。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<p>・今日においても，子ども・高齢者・障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻な「いじめ」など，人権が侵害される事案は後を絶たない。また，最近では，インターネットを利用した人権侵害も増加しており，これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような現状において，全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。</p> <p>こうした社会の実現のために，まず国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから，こうした理解を深めるため，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を行い，人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。</p> <p>・上記のような社会の実現のためには，人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であることから，人権相談体制の整備を通じて，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応することを目標とした。また，同様の観点から，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずることを目標とした。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定，平成23年4月一部変更） <sup>*1</sup>
政策評価実施予定時期	平成27年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	26年度
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	—	—	国民の幅広い層に対して，人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>国民一人一人が人権尊重の理念の正しい理解を深めるには、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。</p> <p>そこで、測定指標として、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るための「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」を設定した。具体的には、下記参考指標の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。</p>						
施策の進捗状況（実績）						
25年度						
<p>国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネットバナー広告等の多様な媒体や、人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。</p>						
参考指標	年度ごとの実績値					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
人権教室の実施状況 <sup>2</sup>	実施回数 (回)	12,493	12,595	13,123	15,863	16,163
	参加者数 (人)	472,552	453,435	506,802	630,879	650,493
人権の花運動の実施状況 <sup>3</sup>	参加学校 (団体)数	3,397	3,574	3,661	3,844	3,845
	参加者数 (人)	529,427	498,983	513,878	518,530	526,129
全国中学生人権作文コンテストの実施状況 <sup>4</sup>	応募校数 (校)	6,624	6,311	6,682	6,819	6,930
	応募者数 (人)	883,746	887,012	893,258	937,287	941,146
スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	30	21	29	35	41
ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	840	600	1,100	920	480 ※1
人権シンポジウム <sup>5</sup> の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスティバル <sup>6</sup> の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	63,600	82,430	544	964	636

新聞掲載回数	5,656	5,539	5,478	5,698	6,032
テレビ・ラジオ放送回数	96,185	53,442	101,813	23,823 ※2	30,221
ポスター配布枚数	194,802	213,272	221,875	189,152	340,412

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる(例年2回実施)。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	基準	施策の進捗状況(目標)	
		基準年度	26年度
2 人権相談・調査救済体制の整備	—	—	<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ確かな救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
<p>人権相談は、国民からアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ確かな救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。</p> <p>そこで、「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。具体的には、人権相談の種別ごとの件数、人権侵犯事件の対応件数等の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。</p>			
施策の進捗状況(実績)			
25年度			
<p>法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話(子どもの人権110番、女性の人権ホットライン)による人権相談、インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行うとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニター」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。</p> <p>また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p>			
参考指標	年ごとの実績値		

	21年	22年	23年	24年	25年
人権相談件数（全体）（件）	257,275	280,977	266,665	266,489	256,447
「子どもの人権110番 <sup>7)</sup> 」における相談件数（件）	22,847	27,710	25,914	28,384	28,847
「女性の人権ホットライン <sup>8)</sup> 」における相談件数（件）	23,426	23,289	22,008	21,720	21,119
児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター <sup>9)</sup> 」の通数（通）	14,552	22,593	22,329	20,144	18,272
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	695	650	513	606	671
インターネットによる相談件数（件）	4,039	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵犯事件の対応件数（件）	21,309	21,500	22,072	22,694	22,172

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①人権侵害による被害者救済活動の実施 (昭和23年度)	125百万円 (116百万円)	115百万円 (115百万円)	146百万円 (136百万円)	126 百万円	2
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局では、面接による相談のほか、電話やインターネット等により人権に関する相談を受け付けるなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告等があった場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。				0053	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②人権擁護委員活動の実施 (昭和23年度)	993百万円 (993百万円)	1,071百万円 (1,069百万円)	1,140百万円 (1,139百万円)	1,187 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。				0054	

達成手段	予算額計（執行額）	26年度	関連
------	-----------	------	----

(開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	する 指標
	23年度	24年度	25年度		
③全国的視点に立った人権啓発活動の実施 (昭和23年度)	310百万円 (304百万円)	364百万円 (350百万円)	352百万円 (345百万円)	394 百万円	1
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>全国中学生人権作文コンテストを実施したり、様々な人権課題(例: HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等)をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催するなど、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施している。また、多様な媒体(ポスター、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等)を通じて、マスメディア等を活用した人権啓発活動等を実施している。</p>				0055	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
④人権関係情報提供活動等の委託等 (昭和62年度)	237百万円 (237百万円)	231百万円 (231百万円)	230百万円 (230百万円)	234 百万円	1
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター(以下「センター」という。)に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業<sup>*10</sup>等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。</p>				0056	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 (昭和48年度)	1,545百万円 (1,542百万円)	1,462百万円 (1,462百万円)	1,328百万円 (1,328百万円)	1,354 百万円	1
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。</p> <p>なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を行っている。</p>				0057	

予算額計(執行額)			26年度

施策の予算額・執行額	23年度	24年度	25年度	当初予算額
	3,210百万円 (3,193百万円)	3,244百万円 (3,228百万円)	3,196百万円 (3,179百万円)	3,296 百万円

- 
- \*1 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定，平成23年4月一部変更）」  
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- \*2 「人権教室」  
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって，相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動
- \*3 「人権の花運動」  
児童が協力して花の種子，球根等を育てることによって，生命の尊さを実感する中で，豊かな心を育み，優しさと思いやりの心を体得することを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動
- \*4 「全国中学生人権作文コンテスト」  
次代を担う中学生が，人権問題についての作文を書くことによって，人権について理解を深め，豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動
- \*5 「人権シンポジウム」  
様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
- \*6 「人権啓発フェスティバル」  
開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て，市民参加型の方式を取り入れつつ，幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより，地域住民の参加を促し，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
- \*7 「子どもの人権110番」  
全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話
- \*8 「女性の人権ホットライン」  
全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話
- \*9 「子どもの人権SOSミニレター」  
子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため，全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し，料金受取人払手続を施したもの）を配布し，子どもから返信されたミニレターを通じて，法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。
- \*10 「人権ライブラリー事業」  
人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し，センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業



## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（18））

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
担当部局名	大臣官房訟務部門
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。
政策体系上の位置付け	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 （IV－11－（1））
達成すべき目標	国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務部門が実施している法律意見照会制度を積極的に利用させる。
目標設定の考え方・根拠	<p>国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが期待されている。その意味で「勝つべき事件には勝ち、負けるべき事件には負けるべきところで正しく負ける」というのが国のあるべき姿であり、これに向けて適切な訴訟活動を行うことが訴訟の適正な処理の内容となる。</p> <p>また、訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟の相手方である国民にとっても経済的、精神的に大きな負担になるため、訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり（裁判の迅速化に関する法律<sup>1</sup>第7条1項参照）、これも、訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間が掛かるかという問題は、当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが、訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。</p> <p>このようなことから、各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るとともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を目指すこととした。加えて、法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、その積極的な利用促進を図ることとした。</p> <p>なお、主な訴訟における国の主張の概要や判決内容については、法務省ホームページで公表している<sup>2</sup>。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号<sup>3</sup></p> <p>○裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第7条</p> <p>○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）<sup>4</sup></p>
政策評価実施予定時期	平成30年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）							
		基準年度	26年度～29年度						
1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	—	—	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。						
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠									
<p>訴訟を適正・迅速に処理するためには、訟務組織における人的・物的体制を充実させ、これを強化することが極めて重要である。すなわち、人事異動により毎年4月に多くの訟務担当者が入替わりますが、新たに訟務の仕事を担当することになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることが不可欠となる。</p> <p>また、事務打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることも重要となる。さらに、テレビ会議装置等の事務効率化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要もある。</p> <p>そこで、このような訟務組織における体制の充実の程度を、訴訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。</p>									
施策の進捗状況（実績）									
25年度		26年度							
平成25年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数のいずれも前年度を上回っている。打合せ会等は、実施回数、延べ日数については前年度を上回っているが、参加人数については前年度をわずかに下回っている。 事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成24年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。		27年度							
27年度		28年度							
参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
研修	実施回数（回）	87	101	102	112	132	/	/	/
	延べ日数（日）	164	188	184	217	255	/	/	/
	参加人数（人）	1,746	1,796	2,508	2,624	2,834	/	/	/
打合せ会等	実施回数（回）	111	112	112	99	123	/	/	/
	延べ日数（日）	159	145	138	122	153	/	/	/
	参加人数（人）	3,677	3,901	3,115	3,879	3,796	/	/	/
	とても有意義であっ	—	—	—	100	106	/	/	/

研修のアンケート結果	た(人)								
	有意義であった(人)	—	—	—	64	49			
	どちらともいえない(人)	—	—	—	4	2			
	あまり有意義でなかった(人)	—	—	—	0	1			
	有意義でなかった(人)	—	—	—	0	0			
テレビ会議装置	利用回数(回)	78	206	456	459	637			
	延べ利用時間(時間)	92	333	889	825	1,177			
	導入庁数 <sup>5</sup> (庁)	9	15	15	15	25			

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況(目標)
			26年度～29年度
2 法律意見照会制度の積極的利用の促進	—	—	法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法的見解を述べたり、助言などを行う法律意見照会を実施している。これが積極的に活用されれば、紛争を未然に防止し、あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また、法律意見照会により、訟務としても、あらかじめ争点、問題点等について検討しておくことができるため、現実に訴訟が提起された場合においても、より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに、国が訴訟を処理するに当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ、法律意見照会制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されるという効果も期待できる。

そこで、法律意見照会制度の積極的利用の促進を測定指標とし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。

施策の進捗状況(実績)

25年度	26年度
周知活動として、行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を457回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の事件数は前年度よりわずかに減少し、2,150件であった。	
27年度	28年度

参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法律意見照会事件数（件）		1,565	2,008	2,095	2,178	2,150			
行政機関等 法律意見照会 制度の周知 状況	打合せ会等での説明（回）	68	76	82	77	79			
	出向いての説明（回）	206	245	223	291	378			
	合計	274	321	305	368	457			

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①訟務事件の適正処理 （昭和22年度）	924百万円 （836百万円）	855百万円 （770百万円）	889百万円 （794百万円）	901 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の事務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、また、訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。</p> <p>達成手段の実施により、国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され、より適正かつ効率的な主張立証活動が可能となる。また、訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ、訟務事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて、達成手段の実施により、法律意見照会制度の周知に必要な資料の作成や法律意見照会事件数そのものの上昇も見込むことができ、測定指標の上昇に寄与することができる。</p>				0058	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			26年度 当初予算額
	23年度	24年度	25年度	
		2,097百万円 （1,682百万円）	2,235百万円 （2,104百万円）	1,795百万円 （1,454百万円）

---

\*1 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

\*2 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」（[http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01\\_00024.html](http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html)）及び「主な判決一覧」（[http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01\\_00023.html](http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html)）において掲載している。

\*3 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

\*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

\*5 「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は、年度末までに導入されている庁を示している。

なお、初年度である平成21年度は、11月から利用を開始しており、平成22年度は、増設した6庁については9月から利用を開始している。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（19））

施策名	出入国の公正な管理
担当部局名	入国管理局総務課企画室
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 <sup>1</sup> 対策を推進する。
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 （V-12-（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート<sup>2</sup>の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。</li> <li>・偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等への対策を推進する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるところ、国際便の発着が一定の時間帯に集中するなどして空港の出入国審査場が混み合う場合への対応策として、日本人及び在留外国人については、事前の登録により、審査ブースに並ぶことなく、スムーズに出入国審査手続を受けることができる自動化ゲートの一層の利用促進を図ることが有効である。観光立国推進閣僚会議が平成25年6月にとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」<sup>3</sup>においても、「空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進する」とこととされている。出入国手続の一部が機械化される自動化ゲートの利用促進により、入国審査官を、新規入国外国人の審査にあてることが可能となり、結果的に、自動化ゲートの利用対象外の外国人についても出入国審査の待ち時間が縮減されることが期待される。</li> <li>・平成16年からの不法滞在者5年半減計画<sup>4</sup>により、不法残留者数<sup>5</sup>はほぼ半減し、その後も減少を続けているものの、「偽装滞在者<sup>6</sup>」の増加が懸念されている。犯罪対策閣僚会議がとりまとめ、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」<sup>7</sup>においては、「平成24年7月から実施している新しい在留管理制度<sup>8</sup>により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。」とされている。入国管理局では、偽装滞在者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで偽装滞在者の排除を推進していく。</li> </ul>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議）</li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）</li> </ul>
政策評価実施予定時期	平成27年8月

測定指標	基準値		年ごとの目標値
		基準年	26年
1 自動化ゲート利用者	88,671	25年	対25年増

登録数					
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年）の設定の根拠					
日本人及び在留外国人が自動化ゲートを利用するためには事前の登録が必要であることから、自動化ゲート利用者登録数を測定指標とし、自動化ゲート利用促進のためには、少なくとも前年と比べて自動化ゲート利用者登録数を増加させることが重要であることから、前年を基準年として自動化ゲート利用者登録数増加を目標値とした。					
過去の実績	年ごとの実績値				
	21年	22年	23年	24年	25年
自動化ゲート利用者登録数（件）	36,632	78,195	62,030	69,043	88,671

測定指標	基準値	年ごとの目標値		
		基準年	26年	
2 自動化ゲート利用率	3.8%	25年	対25年0.6パーセント増（4.4%）	

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年）の設定の根拠					
各年の自動化ゲートの利用状況は、自動化ゲート利用率（日本人及び外国人の自動化ゲート通過者数の合計値を4大空港（成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港）における日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数の合計値で割った値）により把握することが可能であることから、測定指標を自動化ゲート利用率とした。平成21年以降の実績値をみると、各年において多少の増減はあるものの、おおむね0.6パーセントずつ増加しており、更に利用率を増加させる観点から、前年より0.6パーセント増（4.4%）を目標値とした。					
過去の実績	年ごとの実績値				
	21年	22年	23年	24年	25年
自動化ゲート利用率（%）	1.4	2.2	2.5	2.9	3.8
参考指標	年ごとの実績値				
	21年	22年	23年	24年	25年
自動化ゲート通過者数（人）	302,061	675,821	847,348	1,037,352	1,322,434
4大空港（成田、羽田、中部、関西）における出入国者数総数（日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数）（人）	21,814,593	30,926,224	33,452,267	35,784,458	34,416,567

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年	26年	
3 在留資格取消件数	269	25年	対25年増	

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた					

場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度であるところ、平成24年7月から、在留資格取消対象者の範囲が拡大され、その中で偽装滞在者に対してもよりの確に対処できるようになったことを受け、在留資格取消件数を測定指標とし、偽装滞在者に厳格に対応するため、同制度の積極的な活用を図るとの観点から、その前年増を目標値とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	21年	22年	23年	24年	25年
在留資格取消件数（件）	157	246	307	238	269

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①出入国管理業務の政策の 企画・立案 (－年度)	394百万円 (300百万円)	517百万円 (360百万円)	374百万円 (321百万円)	400 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>地方入国管理官署に対する出入国管理の基本政策・方針の周知及び業務指導を行う。 法務大臣が難民不認定処分等に対する異議申立てへの処分の決定を行うに当たり、その判断の公平性・中立性・透明性を高めるため、難民審査参与員制度を運用する。 不法就労外国人対策として関係諸機関との協議及び不法就労防止に対する啓発活動を行う。 有識者協議会等において意見を聴取し、出入国管理政策に反映させる。 入国者収容所等視察委員会を適切に運営することにより、警備処遇の透明性をより一層確保するとともに入国者収容所等の運営の改善向上を図る。</p>				0059	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②中長期在留者 <sup>9</sup> 住居地届出 等事務の委託 (平成24年度)	－百万円 (－百万円)	736百万円 (735百万円)	712百万円 (702百万円)	663 百万円	－
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>新しい在留管理制度においては、法務大臣が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、法務大臣に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、新しい在留管理制度の根幹をなすものであり、届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務<sup>10</sup>として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。</p>				0060	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
③出入国管理業務の実施	4,044百万円	4,048百万円	4,188百万円	3,969	1, 2, 3



(一 年度)	(3,695百万円)	(3,884百万円)	(3,949百万円)	百万円	
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
本邦に上陸する外国人の上陸審査，帰国する日本人の確認，出国する日本人・外国人の確認を行う。 本邦に在留する外国人の在留資格の変更，在留期間の更新の許可，資格外活動の許可等を行う。 本邦に不法に滞在する外国人の取り締まり及び退去強制手続を行う。 本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。				0061	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
④市場化テスト（民間競争入札）導入に伴う民間業務委託 (平成23年度)	151百万円 (151百万円)	151百万円 (54百万円)	203百万円 (166百万円)	218 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務として，出入国管理業務手続に係る相談等対応業務及びそれら業務の管理・付随業務を行う。 入国・在留手続の窓口業務として，在留資格取得許可申請，在留期間更新許可申請，在留資格変更許可申請，永住許可申請，資格外活動許可申請，就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交付申請の受理に関する事務等を行う。				0062	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑤被收容者等の処遇 (一 年度)	1,905百万円 (1,529百万円)	1,810百万円 (1,746百万円)	1,624百万円 (1,589百万円)	1,656 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
入管法に違反して不法滞在・不法就労している外国人や，罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については，入管法に基づき退去強制を受けることになっており，その一環として，同法に違反する容疑があるとして違反調査を実施するために收容令書を発付された者及び退去強制手続の最終形態として国外送還のための退去強制令書が発付された者については，その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため，收容施設に收容することとしている。				0063	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑥バイオメトリクスシステムの維持・管理 (平成19年度)	4,298百万円 (4,215百万円)	3,843百万円 (3,818百万円)	5,237百万円 (5,022百万円)	5,119 百万円	1,2

達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
<p>以下のシステムの運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人個人識別情報システム 上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報（バイオメトリクス）を、当局が保有する要注意人物リストと照合することによって、より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。 <p>なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者に対しては、慎重審査を行い、入国を認められない人物であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。</p> <li>・自動化ゲートシステム 個人識別情報（バイオメトリクス）の事前登録を行った日本人及び在留外国人については、自動化ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供することにより、通常よりも簡易な手続による出入（帰）国が可能となる。</li> </li></ul>	0064

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑦ 出入国審査システムの維持・管理 (一 年度)	5,495百万円 (5,275百万円)	5,090百万円 (4,931百万円)	4,682百万円 (4,471百万円)	4,429 百万円	1, 2, 3

達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
<p>以下のシステムの運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人出帰国審査システム 日本人の出帰国手続のデータ管理システム</li> <li>・在留カード等発行システム 中長期在留者等に係る在留カード等を発行するシステム</li> <li>・電子届出システム 中長期在留者が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して法務大臣に届け出るシステム</li> <li>・指紋照合システム 退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム</li> <li>・事前旅客情報システム 乗員及び乗客情報を当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム</li> <li>・乗員上陸許可支援システム 海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム</li> </ul>	0065

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
⑧ 外国人の出入国情報の管理 (一 年度)	3,026百万円 (2,848百万円)	3,551百万円 (3,477百万円)	3,109百万円 (3,088百万円)	3,205 百万円	1, 2, 3

達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号

以下のシステムの運用。 ・外国人出入国情報システム 外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム	0066
--	------

施策の予算額・執行	予算額計（執行額）			26年度
	23年度	24年度	25年度	当初予算額
	24,410百万円 (23,083百万円)	21,384百万円 (20,490百万円)	20,128百万円 (19,309百万円)	19,660 百万円

\*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

\*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（「短期滞在」の在留資格で日本に在留する外国人でない等）に該当する外国人が、出入（帰）国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステムのことであり、平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

\*3 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議）

3 外国人旅行者の受入の改善

<出入国手続の改善>

（1）出入国手続の迅速化・円滑化

（前略）

・空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進するとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

（後略）

\*4 「不法滞在者5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間で不法滞在者の半減を目標として策定された計画

\*5 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約21.9万人であった不法残留者は平成21年1月当時約11.3万人となり、不法滞在者5年半減計画の5年間で48.5パーセントの削減を実現した。

\*6 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

\*7 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅱ 治安の現状と戦略の概要

### 3 戦略の構成

#### (6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

(前略)

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

(後略)

### Ⅲ 戦略の内容

#### 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

##### (3) 情報収集・分析機能の強化

###### ① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

#### \*8 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立し、平成24年7月9日までに順次施行された。

「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により平成24年7月9日に導入された制度で、入管法に基づき入国管理官署が把握していた情報と、外国人登録法に基づき市区町村が把握していた情報を一つにまとめ、法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

#### \*9 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。なお、測定指標3の参考指標において掲げる過去5年間の実績値のうち、平成23年以前については旧制度（外国人登録法）における外国人登録者数のうち、中長期在留者に該当する者の数の推定値である。

#### \*10 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。）をいう。中長期在留者住居地届出等に関する事務については、入管法第68条の2において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

## 平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省26－（20））

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 （VI-13-(2)）
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。</li> <li>・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られる。</li> <li>これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっているところ、刑事司法分野については、我が国政府を含む主要国において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）等が重要であるとの認識が共有されている。</li> <li>・また、法制度整備支援については、支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに、貿易・投資環境の整備など、我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され我が国の各種政府方針において、法制度整備支援の活用が盛り込まれている。</li> </ul>
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）<sup>*1</sup></li> <li>○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）<sup>*2</sup></li> <li>○「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）<sup>*3</sup></li> <li>○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）<sup>*4</sup></li> <li>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）<sup>*5</sup></li> <li>○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）<sup>*6</sup></li> </ul>
政策評価実施 予定時期	平成27年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状	－	－	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び

況		人材育成等に貢献する。
---	--	-------------

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修に関する下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向等の情報を積極的に収集すること、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家等とのネットワークを維持強化することが必要不可欠である。

そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議への参加回数・参加人数を掲げることとした。

**施策の進捗状況（実績）**

**25年度**

日本を含む35か国から、118名の刑事司法実務家を招へいし、計7回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙1参照）。特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア8か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。なお、国際会議には、13の会議に15名が参加した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
国際研修の実施件数（回）	9	9	8	7	7
国際研修への参加人数（人）	162	155	130	143	118
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり				
国際会議への参加回数（回）	4	4	4	10	13
国際会議への参加人数（人）	8	9	6	11	15

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			26年度
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	—	—	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためには、当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制

等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。

そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し、下記参考指標の実績値等を分析することにより、支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）						
25年度						
支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、ネパール等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者による発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験の共有に貢献した。						
参考指標	年度ごとの実績値					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
国際研修の実施件数（回）	12	11	9	13	9	
国際研修への参加人数（人）	100	104	92	158	121	
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙3のとおり					
法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	5	4	6	12	7	
法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	13	16	20	18	25	
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数（回）	9	13	13	15	27
	派遣件数（回）	9	13	13	15	26
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数（人）	11	15	15	18	30
	派遣人数（人）	11	16	15	18	29
国際専門家会議の開催回数（回）	1	1	1	1	1	
国際専門家会議への参加人数（人）	109	111	129	125	155	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①国際連合に協力して行う国際協力の推進	75百万円 (69百万円)	71百万円 (63百万円)	68百万円 (67百万円)	84 百万円	1

(昭和36年度)				
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号
<p>国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施するほか、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化等を図る。</p>				0068

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進 (平成7年度)	60百万円 (56百万円)	90百万円 (81百万円)	89百万円 (81百万円)	121 百万円	2
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
<p>・相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。</p> <p>・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国際社会の平和と安全に貢献する。</p>				0069	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			26年度
	23年度	24年度	25年度	当初予算額
	133百万円 (124百万円)	161百万円 (144百万円)	157百万円 (148百万円)	205 百万円



\*1 「G8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

\*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

\*3 「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

\*4 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

\*5 「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」

成長戦略の実行・実現のため打ち出されている3つのアクションプランのうち「国際展開戦略」において「法制度整備の支援」が「海外市場獲得のための戦略的取組」の具体策の一つとして挙げられている。

\*6 「経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」

グローバル化を活用した持続的な成長の実現（国際展開戦略）のための重要な取組の一つとして、「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」が挙げられている。

別表 1 平成25年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国（日本を除く。）	人数
国際研修・セミナー	3	タイ, インドネシア, ミャンマー等	58
国別・地域別研修	2	カザフスタン, キルギス, タジキスタン等	17
汚職防止刑事司法支援研修	1	アルジェリア, バングラデシュ, ブラジル等	25
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	インドネシア, ラオス, フィリピン等	18
計	7		118

別表 2 平成25年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期間	会議名	人数
バンコク	25. 4. 1～10	保護観察及び非拘禁措置に関するASEAN+3会議	1
ウィーン	25. 4. 20～27	第22回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）	1
ウランバートル	25. 5. 22～25	犯罪及び将来の動向に関する国家政策の実施	1
ソウル	25. 6. 19～21	韓国刑事政策学院及び国際犯罪学学会が開催するサイバー犯罪に関する国際会議	1
北京	25. 8. 16～19	第5回現代刑事司法フォーラム	1
デリー	25. 9. 9～12	アジア・アフリカ法律諮問委員会	1
デリー	25. 9. 21～28	第33回アジア太平洋矯正局長等会議	2
ロンドン	25. 10. 6～16	世界保護観察大会	1
コロラドスプリングス	25. 10. 25～11. 3	第15回国際矯正刑務所協会総会（ICPA）	1
バンコク	25. 11. 13～16	「法の支配に関するバンコク対話」会議	1
パナマシティ	25. 11. 21～27	国連腐敗防止条約（UNCAC）第5回締約国会議	1
クールマイヨール	25. 12. 10～16	国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関（PNIS）間調整会議及びISPAC国際会議	1
バンコク	26. 3. 4～7	国際刑法刑事施設財団（IPPF）2014年会議	2
計		(13回)	15

## 国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
研修参加人数		155	130	143	118
質問	回答区分※3	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	69.0%(107人)	80.0%(104人)	79.7%(114人)	70.3%(83人)
	役立った。	26.5%(41人)	18.5%(24人)	15.4%(22人)	20.3%(24人)
	どちらとも言えない。	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	0.8%(1人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	3.9%(6人)	1.5%(2人)	4.9%(7人)	8.5%(10人)
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	74.2%(95人)	83.2%(94人)	82.1%(101人)	69.0%(69人)
	有益であった。	23.4%(30人)	14.2%(16人)	11.4%(14人)	24.0%(24人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0.9%(1人)	0%(0人)	2.0%(2人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0.8%(1人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	2.4%(3人)	1.8%(2人)	5.7%(7人)	5.0%(5人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	非常に役立った。	65.8%(102人)	71.5%(93人)	74.8%(107人)	57.6%(68人)
	役立った。	28.4%(44人)	25.4%(33人)	20.3%(29人)	29.7%(35人)
	どちらとも言えない。	1.3%(2人)	0%(0人)	0%(0人)	3.4%(4人)
	役立たなかった。	0%(0人)	1.5%(2人)	0%(0人)	0.8%(1人)
	全く役立たなかった。	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	3.9%(6人)	1.5%(2人)	4.9%(7人)	8.5%(10人)
アジア研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	72.3%(112人)	80.8%(105人)	81.8%(117人)	66.1%(78人)
	有益であった。	22.6%(35人)	17.7%(23人)	13.3%(19人)	20.3%(24人)
	どちらとも言えない。	1.3%(2人)	0%(0人)	0%(0人)	3.4%(4人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	3.8%(6人)	1.5%(2人)	4.9%(7人)	10.2%(12人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	64.5%(100人)	78.5%(102人)	75.5%(108人)	63.6%(75人)
	有益であった。	29.7%(46人)	18.5%(24人)	18.9%(27人)	28.0%(33人)
	どちらとも言えない。	0.6%(1人)	0%(0人)	0.7%(1人)	0%(0人)
	有益ではなかった。	0.6%(1人)	1.5%(2人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	4.0%(6人)	1.5%(2人)	4.9%(7人)	8.5%(10人)

※1 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、回答数が異なっている。

※2 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※3 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

## 法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
研修参加人数		104	92	158	121
アンケート回収数		104	92	158	121
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問	回答区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	68.3% (71人)	56.5% (52人)	63.9% (101人)	81.8% (99人)
	習得できた。	31.7% (33人)	42.4% (39人)	36.1% (57人)	17.4% (21人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	1.1% (1人)	0% (0人)	0.8% (1人)
	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	82.7% (86人)	83.7% (77人)	72.2% (114人)	93.4% (113人)
	有意義であった。	17.3% (18人)	16.3% (15人)	27.2% (43人)	6.6% (8人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0.6% (1人)	0% (0人)
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)